令和６年第４回南関町議会定例会（第１号）

令和６年１２月３日
午前10時00分開議
於　　議　　場

１．議事日程
開会宣告
議事日程の報告
日程第１　会議録署名議員の指名について（１１番 立山議員・１番 福山議員）
日程第２　会期決定について
日程第３　諸般の報告について
日程第４　陳情の委員会付託について
日程第５　議案第５８号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度南関町一般会計補正予算（第４号））
日程第６　議案第５９号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する例の制定について
日程第７　議案第６０号　南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８　議案第６１号　南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９　議案第６２号　南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１０　議案第６３号　南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１１　議案第６４号　令和６年度南関町一般会計補正予算（第５号）について
日程第１２　議案第６５号　令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第１３　議案第６６号　令和６年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について
日程第１４　議案第６７号　令和６年度南関町下水道事業補正予算（第２号）について
日程第１５　議案第６８号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第１６　議案第６９号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１７　議案第７０号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１８　議案第７１号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１９　議案第７２号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２０　議案第７３号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２１　議案第７４号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２２　議案第７５号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２３　議案第７６号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２４　議案第７７号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２５　議案第７８号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２６　議案第７９号　南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２７　　一般質問

①　３番　矢野議員　　②　８番　井下議員　　③　１番　福山議員

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番	福山　美佳	君	２番	伊藤　博長	君
３番	矢野　修一	君	４番	西田　恵介	君
５番	北原浩一郎	君	６番	中村　正雄	君
７番	杉村　博明	君	８番	井下　忠俊	君
９番	境田　敏高	君	１０番	山口　純子	君
１１番	立山比呂志	君	１２番	立山　秀喜	君

３．欠席議員なし

４．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（１２名）

町　長	佐藤　安彦	君	副　町　長	坂田　浩之	君
教　育　長	永杉　尚久	君	総務課長	嶋永　健一	君
税務住民課長	武田　博	君	まちづくり課長	田代　由紀	君
福祉課長	多田隈志保	君	健康推進課長	猿渡　隆史	君
経済課長	武田　信幸	君	建設課長	田口　明	君
教育課長	城野　和則	君	会計管理者	田中　龍城	君

５．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（２名）

議会事務局長	福山　光明	君	書　記	山下　飛鳥	君

開会　午前１０時００分

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから令和６年第４回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。議事日程等はお手元に配付のとおりです。

―――――――○―――――――

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（立山秀喜君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、１１番議員、１番議員を指名します。

―――――――○―――――――

日程第２　会期決定について

○議長（立山秀喜君）　日程第２、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については、本日から１２月６日までの４日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[　「異議なし」と呼ぶ者あり　]

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から１２月６日までの４日間とすることに決定しました。

―――――――○―――――――

日程第３　諸般の報告について

○議長（立山秀喜君）　日程第３、諸般の報告を行います。

報告の第１点は、例月出納検査報告及び令和６年度財政援助団体等に対する監査の結果についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第１４条の規定により、監査委員の良田和彦君、立山比呂志君より、令和６年度８月分、９月分、１０月分の出納検査結果及び令和６年度財政援助団体等に対する監査の結果について報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第２点は委員会報告についてです。

総務産業常任委員会委員長より委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

○総務産業常任委員会委員長（杉村博明君）　おはようございます。

総務産業常任委員会研修報告を行います。

令和６年１０月２５日。南関町議会議長、立山秀喜様。

総務産業常任委員会委員長、杉村博明。

総務産業常任委員会研修報告書。

１、研修日、令和６年7月３０日

２、場　所、北海道夕張郡長沼町

３、参加者、杉村博明、西田恵介、境田敏高、立山比呂志、矢野修一、伊藤博長、福山光明事務局長

４、研修内容、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、農業研究本部中央農業試験場の視察

視察研修では研究主幹金子剛氏より挨拶があり、試験場の概要と北海道の農業・農村の概要等詳細に説明を受けた。北海道の令和３年の農業産出額は１兆３，１０８億円で、全国の１４．８％を

占めている。北海道は地形的に大きな広がりをもち、気象や立地条件が地域によって異なっていることから、それぞれの地域において特色ある農業が展開されている。

道央は稲作を中心に、野菜、軽種馬、肉用牛など多彩な農業で、道南は稲作や施設園芸、畑作、果樹などの集約的な農業で、道東では大規模で機械化された麦、豆、馬鈴薯などの畑作や酪農畜産等多岐にわたり農業生産が行われているとのことであった。耕地面積は近年横ばいで推移しており、令和４年は１１４万１０００ヘクタールで認定農業者などの担い手への農地の利用集積は年々進み、令和４年度末の集積率は９１．６％、農家戸数は減少傾向で推移しているものの、令和４年は約３万２千戸。農業就業人口の６５歳以上率は約４割と高齢化が進行しているとのことであった。

また、農業試験場は各分野ごとに道内の各地域分散され、北海道全地域に分散されていた。熊本県や南関町とは比較にならないが、農業に対する想いや悩み事はどこも一緒であることが分かった。

研修後、試験場の圃場で試験栽培されている大豆の生育状態や新種の栽培試験箇所を視察を行った。近年の異常気象等で作物の生育も変化しており、試験場が担う役割も増してきているが、職員数の増加は見込まれないとのことであった。

以上、総務産業常任委員会研修報告を終わります。

○議長（立山秀喜君）　報告の第３点は委員会報告についてです。

文教厚生常任委員会委員長より委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎君。

○文教厚生常任委員会委員長（北原浩一郎君）　おはようございます。

文教厚生常任委員会の研修報告をいたします。

令和６年８月２３日。南関町議会議長、立山秀喜様。

文教厚生常任委員会委員長、北原浩一郎。

文教厚生常任委員会視察研修報告書。

議員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

１、日時、令和６年７月３０日火曜日１４時から１６時３０分

２、研修先、北海道留虻田郡留寿都村（面積１１９．８４平方キロメートル　人口令和６年６月末時点１，８８２人）

３、参加者、北原浩一郎、福山美佳、中村正雄、井下忠俊、山口純子、立山秀喜、以上６名

４、留寿都村出席者、長尾議会議長、松下教育委員会教育次長兼学務課長含む６名

５、研修内容、子育て支援策及び「るすつ子どもセンターぽっけ」施設視察

留寿都村は、札幌市から車で西に１時間３０分、羊蹄山を臨み見る位置にあり、村議会議員定数９人、村長は北海道内１７９市町村で唯一の女性首長です。だいこんや長芋などの高原野菜栽培を中心とした大規模経営の農業と夏は遊園地、ゴルフ・テニス・ラフティング、冬はウインタースポーツが楽しめる、北海道を代表するルスツリゾート（国内外から一年を通じて１６０万人の観光客が訪れる）を擁し、農業と観光が基幹産業となっています。この観光が雇用の場となり、若い世代の職住近接が実現し高齢化率２８％を維持しているとのことでした。当町との裏返しの事実を見せつけられ、若い世代定着の施策の必然を強くした場面となりました。

また「暮らしを楽しむ村」を村づくりのテーマに掲げ、住民や訪れる方々も豊かさと楽しさを実感できるように、また留寿都村で生き生きと暮らせるようにと様々な施策が展開されており、当町と同じように住民提案型事業補助金も実施されていました。

さて、子育て支援策です。「留寿都村子育て応援ガイドブック」は、妊娠、出産、０歳児から１８歳までに受けられる５１個の支援策を時系列に３項目（健康、子育て支援・教育、経済支援）別一覧表にして見開き２ページに掲載し、次ページからその一つ一つの支援策を詳しくまとめた冊子で、利用者には大変わかりやすく、村の思いが伝わってきます。当町でも是非参考にして頂きたいと思います。この５１個の支援策の中には、出産祝い金と「君の椅子」贈呈や小学５・６年生及び中学生を対象にした無料の放課後まなびサポート事業、オンライン学習塾の受講料を全額助成する放課後学習支援事業、生後１８ヵ月間月額３０００円助成する紙おむつ等の購入費の助成、高校や大学等の進学を応援するための返済の必要のない奨学金を給付する子育て支援奨学金など、子ども達を応援する多くの村独自の事業を行っていました。

「るすつ子どもセンターぽっけ」は保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ、小型児童館が一つになった複合施設で、教育委員会こども育成課の管轄で運営されています。地域共生型の児童中核施設として就学前から就学後まで一貫して児童の成長を把握しやすい環境整備を図る。とともに、ネット・ゼロ・エネルギーの施設づくりを目指したということで、地中熱を利用したヒートポンプ床蓄熱暖房を採用するなど様々な工夫満載でありながら建設コスト圧縮を目指した建物となっていました。そして、地元産の木材を使用し、その木の温もりの中で、乳児から小中高生、保護者、出産前の方、祖父母など多世代が交流できる場として活用され、視察当日も夏休み学童保育の子どもたちで賑わっている様子が見えました。

また、この４月から「こども家庭センター」がぽっけ内に設置され、こども育成課課長が子どもセンター長を兼務することで教育、福祉、保健の連携と支援の強化がより図られていく仕組みが作られていました。

ぽっけ視察から、新装うから館は、保育所の代わりに大人も通える図書館があるわけですから、子育て支援センター機能や学童保育機能も含んだ施設として、子どもたちの楽しげな声に満ちた多世代交流複合施設となることが青写真としてあることが見えました。運営所管をどこが担うのかを検討熟慮すること、そして、より多くの町民が集い、愛される施設となることをとことん目指して頂きたいと思います。

最後に、人口減少先進地と言える１９００人弱の留寿都村からは、悲壮感などなく、若さ、元気、希望、活力を感じました。一人一人が大切にされ、可能性輝く施策をもってすれば、人口減少しても元気な南関町の未来を描ける研修になったと申し上げ、報告といたします。

○議長（立山秀喜君）　続きまして、総務産業常任委員会委員長より委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

○総務産業常任委員会委員長（杉村博明君）　総務産業常任委員会視察研修報告を行います。

令和６年１１月２９日。南関町議会議長、立山秀喜様。

総務産業常任委員会委員長、杉村博明。

総務産業常任委員会視察研修報告書。

１、研修日、令和６年１１月５日、６日。

２、場所　、宮崎県都城市高崎町、大分県日田市諸留町。

３、参加者、杉村博明、西田恵介、立山比呂志、矢野修一、伊藤博長、福山光明事務局長、武田信幸経済課長。

４、研修内容、当委員会では、１１月５日午後、宮崎県都城市高崎町の大和フロンティア株式会社

を視察し、翌６日午前より大分県日田市諸留町の株式会社グリーン発電大分の視察を行った。

まず、大和フロンティア株式会社では田中浩一郎社長の挨拶の後、会社概要について社長より説明を受けた。大和フロンティアが製造・販売する竹を材料とした「笹サイレージ」が農産物の有機肥料として販売拡大中で、福岡を除く九州６県で実証実験の結果が出ており、鹿児島工場も稼働し前年比の３倍増となっている。ウクライナ危機で飼料・肥料の価格が高騰する中、より安価な代替品としても期待されている。笹サイレージは、竹を粉砕して乳酸発酵させたもので、厄介物だった放置竹林を所有者に代わって無償伐採し、飼・肥料として生産者に格安で提供し「三方良し」となっている。

２０１６年に販売を開始され、牛、豚、鶏の肉質改善や枝肉の重量増加といった効果が上がっている。また、近年では特に好調なのが土壌改良材としての活用で「土中の雑菌繁殖を抑える善玉菌の活性を促す」として九州全域に広がっている。

また、背景には各県 JA や自治体による実証実験での成果があり、これまで水稲や各野菜、果物、花など約２０種類で効果が確認されており、そうか病、根腐れなどの発生が抑制されたほか、根の活着や茎、花の生育状況が向上し、作物によっては収量が４割増、糖度が２度ほどアップした果樹もあり、笹サイレージの成果が発揮されていることが伺えた。製品は竹のチップでなく、竹を粉末状態まで行って製品化し、製造販売まで行っている会社であった。

続いては、大分県日田市にある株式会社グリーン発電大分の視察を行った。初めに、石田博社長より挨拶を受け、本部長の森山秋平氏より会社概要の説明があり、木質バイオマス発電設備「天瀬発電所」を２０１３年の稼働開始し、発電出力５，７００KW、年間４，５００万 KW を送出しており、エネルギーの地産地消を実現されている。２０１７年９月より新たに設立された地域新電力会社を通じ、市役所や小中学校を始めとする市内３８公共施設に対して電力の供給を開始されている。また、園芸ハウスなどの農業利用にも取り組まれていた。

考察。大和フロンティア株式会社の笹サイレージは南関町の農畜産物の飼料・肥料にも十分に活用できる商品であり、JA などを通した取引もできるのではないか。荒廃した竹林整備も魅力的であった。また、株式会社グリーン発電大分での研修では杉・檜などの間伐材利用で山の整備が出来ていて一石二鳥、三鳥の効果が伺えた。南関町もこういった取り組みが出来ないのかと考えさせられた研修であった。以上です。

○議長（立山秀喜君）　報告の第４点は委員会報告についてです。

広報常任委員会委員長より委員会の研修報告が提出されていますので、報告を求めます。広報常任委員会委員長、伊藤博長君。

○広報常任委員会委員長（伊藤博長君）　おはようございます。広報常任委員会研修報告を行います。

令和６年１１月２５日。南関町議会議長、立山秀喜様。

広報常任委員会研修報告書。

広報常任委員会委員長、伊藤　博長。

議員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

１、日時、令和６年１１月６日水曜日、１３時から１６時

２、場所、グランメッセ熊本コンベンションホール

３、出席者、山口純子、福山美佳、山下飛鳥主査

４、内容「第１７回熊本県町村議会広報コンクール表彰式と令和６年度町村議会広報研修会」

町村議会広報コンクールでは、特選　湯前町、入選　大津町と御船町、特別賞　高森町が受賞され、表彰が行われた。

審査ポイントとしては、①内容②見やすさ③表現力というで、３つの観点により優れた自治体の広報を参考に評価され、学ぶことが多々あった。本町議会の議会だよりもこのコンクールに応募し、審査員よりコメントをいただいているので、今後の広報誌作成に活かせるよう見直しを図っていきたい。その後、議会広報ファシリテーター・熊本大学客員教授の越地 真一郎氏の進行のもと、入賞した自治体と参加者で「住民の期待にこたえているか！」のテーマでパネルディスカッションが行われ、相違工夫された点や苦労話などを聴くことができ、どの自治体も広報誌作成に対する熱意が感じられ、共感したり刺激を受けることができた。

南関町の議会だよりも、今回学んだことを取り入れ、もっと読んでもらえる議会だよりを目指し、今後の紙面づくりに反映していきたい。以上です。

○議長（立山秀喜君）　日程第４、陳情の委員会付託についてです。

閉会中に受理した陳情は、お手元に配付していますので、陳情の写しのとおり、３件を所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

ここで町長から挨拶の申出があっていますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君）　皆様改めましておはようございます。

令和６年第４回南関町議会定例会の開会において、専決処分の報告及び承認を求めることについて、条例の制定について、条例の一部を改正する条例の制定について、令和６年度補正予算について、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今年も残り１か月となり、朝晩は急に寒さを感じるようになりましたが、本年は、久しぶりに梅雨時期の水害や秋までの台風等の影響もなく、災害が少ない落ち着いた年であったように思います。新型コロナウイルス感染症も、かなり落ち着いては来ましたが、これからは季節性のインフルエンザの発生と併せた予防対策もお願いいたします。

国においては、１０月２７日に実施された衆議院議員総選挙により与党の過半数割れとなり、１０３万円の壁をはじめ厳しい国会運営となっておりますが、国民の生活を第一に、引き続き地方創生等の取り組みをしっかりと行っていただき、誰もが安心して生活ができるような政策を願うものであります。町では、昨年に引き続き１０月に各校区での町政懇談会を開催し、町全体や各校区でも、それぞれの地域での問題点や課題などの質問・要望も出していただきましたので、今後の町政に役立たせていきたいと考えております。

また、秋からはイベント等が続きましたが、ふるさと関所まつりも曇りの天候ではありましたが、暖かい中で、たくさんのご来場の方で大盛会でありました。昨日も防災広場一帯では、町駅伝大会のスタート・ゴールとしてや松風音楽村フェスティバル２０２４も開催され、オールドカー８０台の大集合やマルシェで賑わっておりました。これからも、住民の皆様が企画されたいイベントや催しなどを提案型助成事業やマルシェ事業でしっかりと応援していきたいと考えております。

町の明るい話題としては、南関中の男女が初めて荒玉地域の駅伝競走大会でアベック優勝して、１１月８日に天草市で開催された県大会に出場し、男子は準優勝、女子も５位入賞を果たしました。更に、男子は１１月３０日に県大会と同じ会場で開催された九州大会に出場し、６位入賞と大健闘して

くれました。このほかの競技においても、ソフトテニス、卓球、空手などと、全国大会等に出場されて活躍いただいており、町広報紙等でも紹介しておりますので、ご覧いただければと思います。

また、大規模改修により皆様方にご迷惑をお掛けしているうから館につきましては、「郷ごころを育てるあそびを軸にした多世代交流拠点として、新図書館や会議室、ホール、芝生広場、カフェスペース」として現在も改修中であり、来年の１０月８日（トッパの日）にグランドオープンする計画でありますので、町制施行７０周年記念式典と併せたイベントの開催を計画したいと考えております。このほかにも、農村広場を総合運動公園（仮称）として、幼児から高齢の方まで親しんでいただける芝生公園やテニスコートの増設など計画を進めているところであります。

先週の２７日水曜日の夕方のテレビや、２８日木曜日の新聞等で熊本県の発表により報道があった、南関町内で有機フッ素化合物が検出された件につきましては、既に関係地域２か所とエコアくまもとでの説明会が県主催により開催され、町からも税務住民課から同行して、ご意見等を伺っているところであり、町としての支援策を行うとともに、今後の支援等についても検討を進めております。また、追加調査が進められていました飲料水用の井戸４９か所の検査の速報値では、すべての井戸が基準値内ということで、私にも、２９日（金）の午前に木村知事から直接電話をいただいたところであります。この件につきましては、町議会への説明やご意見を伺うことが重要でありますので、県からの直接の説明が必要であると考えており、議会定例会の会期中の議会全員協議会で説明を受けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、専決処分の報告及び承認を求めることについてが１件、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてのほか条例の一部を改正する条例の制定についてが３件、令和６年度南関町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが２件、令和６年度南関町下水道事業補正予算について、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてが１１件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、建設課・社会資本整備総合交付金事業費の「補償費」８，５１４千円、同じく建設課の農地等災害復旧費の「工事請負費・現年災分」２９，８４０千円、河川等災害復旧費の「工事請負費・現年災分」２９，４３２千円、教育課・図書館費の「需用費等」１０，５０５千円など、１５２，４０８千円を追加し、一般会計の総額を６，８３４，４９３千円としているところであります。

ご審議のうえ、ご承認賜わりますようお願い申し上げまして定例会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）　お諮りします。

日程第５、議案第５８号から日程第２６、議案第７９号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第５８号から日程第２６、議案第７９号までの議案を一括上程することに決定しました。

○議長（立山秀喜君）　議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。事務局長。

〇議会事務局長（福山光明君）　それでは、議案名を読み上げます。

日程第５　　議案第５８号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度南関町一般会計補正予算（第４号））

日程第６　　議案第５９号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第７　　議案第６０号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　　議案第６１号 南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　　議案第６２号 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１０ 議案第６３号 南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１１ 議案第６４号 令和６年度南関町一般会計補正予算（第５号）について

日程第１２ 議案第６５号 令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第１３ 議案第６６号 令和６年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第１４ 議案第６７号 令和６年度南関町下水道事業補正予算（第２号）について

日程第１５ 議案第６８号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第１６ 議案第６９号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１７ 議案第７０号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１８ 議案第７１号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第１９ 議案第７２号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２０ 議案第７３号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２１ 議案第７４号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２２ 議案第７５号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２３ 議案第７６号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２４ 議案第７７号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２５ 議案第７８号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２６ 議案第７９号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

以上でございます。

〇議長（立山秀喜君）　配付漏れ等はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

〇議長（立山秀喜君）　配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は順次説明をしてください。総務課長。

〇総務課長（嶋永健一君）　おはようございます。

「第５８号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。

令和６年度南関町一般会計補正予算（第４号）について、地方自治法第１７９条第１項の規定によ

って、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。南関町専決第７号、南関令和６年度南関町一般会計補正予算について、令和６年度南関町一般会計補正予算（第４号）を別紙のとおり調整することとする。令和６年１０月９日専決。内容につきましては、令和６年度南関町一般会計補正予算書（第４号）でご説明をいたします。

予算書の１ページをお開きください歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,６９７万6,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億8,２０８万5,０００円とするものでございます。２ページをお開きください。２ページは歳入についての補正額の一覧でございます。１６款県支出金は３項県委託金に６９７万6,０００円を追加して2,９０５万7,０００円とし、総額を4億9,９７１万3,０００円とするものです。１９款繰入金は１項基金繰入金に1,０００万円を追加して、１億8,９５９万9,０００円とし、総額を１億8,９９０万2,０００円とするものです。補正前の歳入合計６６億6,５１０万9,０００円に1,６９７万6,０００円を追加して、歳入合計を６６億8,２０８万5,０００円としております。３ページは歳出についての補正額の一覧でございます。２款総務費は４項選挙費に６９７万6,０００円を追加し、1,５０３万7,０００円とし、総額を１０億1,１５９万3,０００円としております。７款土木費は２項道路橋梁費に２４０万円を追加し、２億7,４９７万6,０００円とし、総額を５億8,８５６万4,０００円としております。１０款災害復旧費は１項農林水産施設災害復旧費に５２０万4,０００円を追加し1,９２０万5,０００円とし、２項公共土木施設災害復旧費に２３５万9,０００円を追加し1,１７５万円とし、総額を３９５万5,０００円としております。１２款予備費は１項予備費３万7,０００円を追加し、総額を1,４５０万6,０００円としております。補正前の歳出合計６６億6,５１０万9,０００円に1,６９７万6,０００円を追加して、歳出合計を６６億8,２０８万5,０００円としております。

４ページから５ページまでは歳入歳出補正予算事項明細書の総括表でございます。6ページをお開きください。６ページは歳入についての説明でございます。１６款県支出金、３項県委託金、１目総務費県委託金、5節選挙費県委託金に衆議院議員総選挙費県委託金としまして６９７万6,０００円を追加するものです。１９款繰入金、１項基金繰入金、１目１節、財政調整基金繰入金に1,０００万円を追加するものです。7ページをお開きください。7ページからは歳出についての説明でございます。主なものを申し上げます。２款総務費、４項選挙費、４目衆議院議員総選挙費の３節職員手当等に時間外勤務手当としまして３１５万8,０００円を追加し、１２節委託料にポスター掲示板設置等など業務委託料として１２１万6,０００円を追加しております。7款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費の１４節工事請負費に、災害対策対応の維持工事としまして２４０万円を追加しております。8ページをお開きください。１０款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費、１目農地等災害復旧費の１２節委託料に測量設計委託料としまして４００万4,０００円を追加し、１８節負担金、補助及び交付金に小災害復旧費補助金として、１２０万円を追加し、２項公共土木施設災害復旧費、１目河川等災害復旧費の１２節委託料に測量設計委託料としまして２３５万9,０００円を追加しております。

以上で報告を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「第５９号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」提案理由及び議案のご説明をいたします。提案理由は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、自由刑のうち、懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑に

一本化されるため、関係条例を適正なものにするためでございます。

次のページをお願いいたします。改正条文でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、第１条、南関町職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和３０年条例第４２号）の一部を次のように改正する。第５条中「禁固」を拘禁刑」に改める。第２条、南関町一般職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１１号）の一部を次のように改正する。第１４条の２に、第３号及び第４号並びに第１４条の３第１項第１号及び第３項第１項１号中、「禁固」を「拘禁刑」に改める。第３条、南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成１４年条例第１５号）の一部を次のように改正する。第８条２項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の次に、「(昭和４６年政令第３００号）を加え、第２６条中「懲役又は、」を「拘禁刑又は」に改め、同条第１号中「命令違反した」を「命令に違反した」に改める。第４条、南関町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和４年条例第２４号)の一部を次のように改正する。附則第３条第３項及び第４項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。第５条、南関町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年条例第２５号）の一部を次のように改正する。第１７条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。第６条南関町議会個人情報条例（令和５年条例第１０号）の一部を次のように改正する。第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則としまして、この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行するものでございます。なお、経過措置としまして、この条例の施行前にした行為の処罰につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君）　おはようございます。「第６０号議案、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容のご説明を申し上げます。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）の規定に基づき、罰則を見直す必要があるため、また、保健事業について、国及び近隣市町との均衡を図り、事業内容を見直す必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例。南関町国民健康保険条例（昭和３６年条例第９号）の一部を次のように改正する。第８条中「行なう」を「行う」に改め、同条第１号中「被保険者」を「その他被保険者」に改め、同号を同条第４号とし、同号の前に次の３号を加える。（１）健康教育（２）健康相談（３）健康診査、第１０条中「第９項」を「第５号」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。附則としまして、この条例は令和６年１２月２日から適用すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　おはようございます。「第６１号議案、南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案のご説明をいたします。提案理由につきましては、介護保険介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事

業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例（平成２７年条例第１０号）の一部を次のように改正する。内容につきましては、第３条第１項で、第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、必要であると認めるときは、常勤換算法によることができる。同条第３項を第４項とし、「前項の」を「第１項の」、「前項各号」を「第１項各号」、「前項第１号」を「第１項各号」、「前項第２号」を「同項第２号」に改め、同条中第２項を第３項とし、複数の包括で専門職の確保が難しい圏域で２職種でも配置可能にする内容を第１項の次に加える改正となっております。附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、「第６２号議案、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案のご説明をいたします。提案理由につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２７年条例第９号）の一部を次のように改正する。内容につきましては、第１３条中「の各号」を削り、同条第１号中「第１４０条の６６第１号のロ（２）」を、「第１４０条の６６第１号イ」に改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　建設課長。

○建設課長（田口明君）　おはようございます。「第６３号議案、南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案をご説明いたします。提案理由は、さくらタウン大津山の宅地分譲による、飲料水供給施設の名称及び給水区域の追加に伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。南関町飲料水供給施設条例の一部を次のように改正する。
第３条の表に、それぞれ「さくらタウン大津山」を加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　「第６４号議案、令和６年度南関町一般会計補正予算（第５号）について」ご説明いたします。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億５,２４０万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８億３,４４９万３,０００円とするものでございます。２ページをお開きください。歳入でございます。１３款分担金及び負担金は、１項分担金に２０８万１,０００円を追加して２４７万７,０００円とし、２項負担金に２万８,０００円を追加して２,９２５万９,０００円とし、予算総額を３,１７３万６,０００円とするものでございます。１４款使用料及び手数料は１項使用料に４万８,０００円を追加して１億１３万１,０００円

とし、予算総額を１億１,８５４万６,０００円とするものでございます。１５款国庫支出金は１項国庫負担金に５,５５１万１,０００円を追加して５億２,５４１万４,０００円とし、２項国庫補助金に１,３５３万円を追加して、３億８,４６３万７,０００円とし、予算総額を９億１,３０５万４,０００円とするものでございます。１６款県出資金は１項県負担金に１,３７２万７,０００円を追加して２億９,８０２万６,０００円とし、２項県補助金に２,１４５万７,０００円を追加して、２億７８１万４,０００円とし、予算総額を５億３,４８９万７,０００円とするものでございます。１９款繰入金は１項基金繰入金に５,６５０万５,０００円を追加して２億４,６１０万４,０００円とするものでございます。２１款諸収入は４項雑入に、３０２万１,０００円を追加して５,２８４万２,０００円とし、予算総額を７,２５１万３,０００円とするものでございます。２２款１項町債は１,３５０万円を減額して、６億８,９９９万６,０００円とするものでございます。歳入合計は補正前の６６億８,２０８万５,０００円に補正額１億５,２４０万８,０００円を追加して、６８億３,４４９万３,０００円とするものでございます。

３ページをお願いします。歳出でございます。１款議会費は１項議会費に２０９万１,０００円を追加して８,８５９万４,０００円とするものでございます。２款総務費は１項総務管理費から、１,４５５万９,０００円を減額して７億４,１６０万円とし、２項徴税費に１７６万７,０００円を追加して１億８,８０１万６,０００円とし、３項戸籍住民基本台帳費から３４４万９,０００円を減額して４,２１６万６,０００円とし、予算総額を９億９,５３５万２,０００円とするものでございます。３款民生費は１項社会福祉費５,５９７万５,０００円を追加して、１４億９,４９６万円とし、２項児童福祉費１,４０７万８,０００円を追加して、６億１,３９２万９,０００円とし、予算総額を２１億８８８万９,０００円とするものでございます。４款衛生費は１項保健衛生費に１１８万２,０００円を追加して１億８,０７７万円とし、３項水道費に３万６,０００円を追加して４２１万５,０００円とし、予算総額を４億４,６００万円とするものでございます。５款農林水産費は１項農業費に３４８万７,０００円を追加して２億９,５４１万６,０００円とし、予算総額を３億２,０３９万８,０００円とするものでございます。６款商工費は１項商工費に３４万３,０００円を追加して４億７,７５１万４,０００円とするものでございます。７款土木費は２項道路橋梁費に８５１万４,０００円を追加して２億８,３４９万円とし、４項住宅費に２６１万９,０００円を追加して、８,５６０万３,０００円とし、５項下水道費に５９万１,０００円を追加して８,１２２万５,０００円とし、６項浄化槽整備推進事業費２３４万５,０００円を追加して４,９７２万２,０００円とし、予算総額を６億１６３万３,０００円とするものでございます。８款消防費は１項消防費７１万８,０００円を追加して３億２,０３９万４,０００円とするものでございます。９款教育費は１項教育総務費３６４万３,０００円を追加して８,５３７万４,０００円とし、３項中学校費に４１万３,０００円を追加して、５,４３０万７,０００円とし、４項社会教育に１,３９８万円追加して１億１,２６２万５,０００円とし、５項保健体育費に１０万円を追加して、２億８４８万５,０００円とし、予算総額を６億１,４４８万８,０００円とするものでございます。１０款災害復旧費は１項農林水産施設災害復旧費２,９８４万円を追加して４,９０４万５,０００円とし、２項公共土木施設災害復旧費、２,９４３万２,０００円を追加して４,１１８万２,０００円とし、予算総額を９，０２２万７,０００円とするものでございます。１１款公債費は１項公債費から６万４,０００円を減額して７億５,６１７万２,０００円とするものでございます。１２款予備費は１項予備費に３２万６,０００円を追加して１,４８３万２,０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の６６億８,２０８万５,０００円に補正額１億５,２４０万８,０００円を追加して、６８億３,４４

９万３,０００円とするものでございます。

○議長（立山秀喜君）　ここで説明の途中ですけど、１０分間の休憩をとります。

―――――――○―――――――

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時１２分

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたのでこれを続行します。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　まず５ページをお願いいたします。第２表は繰越明許費の設定でございます。繰越明許としまして、７款土木費、２項土木道路橋梁費の道路新設改良事業１億２,２５６万円、１０款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業費（令和６年災）４,２８７万円、２項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業（令和６年災）３,４４２万円を設定しております。

６ページ、第３表は債務負担行為の補正の追加でございます。追加分につきましては、火葬場業務委託料の期間を令和７年度から令和９年度、限度額を４,８００万とし、道路維持工事の期間を令和７年度、限度額を１,８００万とし、図書館システム構築委託料の期間を令和７年度から令和１１年度、限度額を１,５８５万９,０００円とし、図書館システムの運用保守委託料の期間を令和７年度から令和１１年度、限度額を９００万９,０００円とし、図書館クラウドサービス利用料の期間を令和７年度から令和１１年度、限度額を７５９万３,０００円とするものでございます。

７ページは、第４表は地方債補正の変更でございます。変更分については、補正後の限度額を申し上げます。まず、道路橋梁整備事業の限度額を４,８４０万円とし、公営住宅等整備事業の限度額を３,０７０万円とし、消防防災施設等設備整備事業の限度額を１,７２０万円とし、過疎対策ソフト事業の限度額を３,５００万円とし、災害復旧事業の限度額を２,８３０万円とするものでございます。８ページと９ページは歳入歳出補正予算事項明細書の総括表でございます。

１０ページをお開きください。歳入の内訳でございます。主なものについてご説明いたします。上段の１３款分担金及び負担金、１項分担金、２目災害復旧費分担金の１節農林水産施設災害復旧費分担金としまして１４２万１,０００円を追加し、４目衛生費分担金の１節保健衛生費分担金としまして６６万円を追加するものです。１５款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、１節社会福祉国庫負担金に障害者総合支援給付費国庫負担金としまして１,４５２万８,０００円を追加し、障害児童施設措置費国庫負担金としまして９９２万２,０００円を追加し、１３節児童手当国庫負担金として１,１７８万４,０００円を追加し、３目災害復旧費国庫負担金、１節公共土木施設災害復旧費国庫負担金に現年災としまして１,９６３万１,０００円を追加するものです。１１ページになります。２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金、１節道路橋梁費国庫補助金に社会資本整備交付金としまして４４６万９,０００円を追加し、６目教育費国庫補助金、４節教育総務費国庫補助金に、公立学校情報機器活用支援体制整備補助金としまして、１１４万５,０００円を追加するものです。１６款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金、１節社会福祉費県負担金に障害者総合支援給付金県負担金としまして、７２６万４,０００円を追加し、障害児施設措置費県負担金としまして４９６万１,０００円を追加するものです。次は１２ページになります。２項県補助金９目災害復旧費県補助金、１節農林水産施設災害復旧費県補助金は、現年災としまして１,５５４万２,０００円を追加するものです。

次は１９款繰入金、１項基金繰入金は１目１節、財政調整基金繰入金に５,１００万円を追加し、１４目１節ふるさとなんかん応援寄附基金繰入金に５５０万５,０００円を追加するものです。２２款１項町債、３目土木費、１節道路橋梁債に道路橋梁整備事業債としまして４００万円を追加し、１３ページになりますが、７目災害復旧費、１節農林水産施設災害復旧費に１,２９０万円を追加し、２節公共土木災害復旧費に９８０万円を追加するものです。

１４ページからは歳出の内訳でございます。それぞれ２節給料、３節職員手当等、４節共済費の人件費関係につきましては、主に人事異動に伴うものでございます。それ以外の主なものについてご説明をいたします。まずは１４ページ上段をお願いします。１款１項１目議会費の１３節使用料及び賃賃貸料に議会システム使用料としまして、１２万１,０００円を追加し、１７節備品購入費に議会タブレット購入分としまして１９２万５,０００円を追加しております。２款総務費、１項総務管理費、１２目電子計算費、１２節委託料にＬＧＷＡＮ無線環境構築業務委託料としまして１３９万６,０００を追加しております。続きまして１５ページの下段になります。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１９節扶助費に障害者総合支援給付費としまして２,９０５万６,０００円を追加し、障害児通所支援給付としまして１,９８４万５,０００円を追加しております。次は１６ページの下段になります。２項児童福祉総務費、２目児童措置費、１９節扶助費に児童手当としまして１,５４７万円を追加しております。次は１８ページの中段になります。７款土木費、２項土木橋梁費、３目道路新設改良費、２１節補償、補填及び賠償金、建物流木補償費としまして８５１万４,０００円を追加しております。次は１９ページ下段になります。９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、１１節役務費に学校ネットワーク環境アセスメント検査手数料としまして３４３万８,０００円を追加しております。２０ページの中段になります。４項社会教育総務費、４目図書館費に新図書館関係経費としまして、１０節需用費に印刷製本費２２０万円、１２節委託料に図書マーク化委託料４８万２,０００円、１３節使用料及び賃借料に図書館システム使用料８２万３,０００円、１７節備品購入費に図書分としまして、７００万円を追加しております。続きまして２１ページの上段になります。１０款災害復旧費、１項農林水産災害復旧費、１目農地等災害復旧費、１４節工事請負費に令和６年災の災害復旧費としまして２,９８４万円を追加し、２項公共土木災害復旧費、１目河川等災害復旧費、１４節工事請負費に、令和６年災の災害復旧費としまして２,９４３万２,０００円を追加しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君）　「第６５号議案、令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について」ご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１４万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億６,２５０万６,０００円とするものでございます。２ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。５款県支出金は１項県負担金・補助金に１００万円を追加し、１０億５,１０９万６,０００円とするものでございます。７款繰入金は１項他会計繰入金に１４万９,０００円を追加し、９,９７３万７,０００円とし、合計を９,９７３万８,０００円とするものでございます。歳入合計は補正前の１３億６,１３５万７,０００円に、補正額１１４万９,０００円を追加し、１３億６,２５０万６,０００円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。２款保険給付費は１項療養諸費を１００万円追加し、８億４,７５１万円とし、合計を１０億２２１万３,０００円とするもの

でございます。３款国民健康保険事業費納付金は、財源組替えによるもので、補正はございません。８款諸支出金は１項償還金及び還付加算金に３万２,０００円追加し、１０３万３,０００円とするものでございます。１０款１項予備費を１１万７,０００円追加し、４,０３６万７,０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の１３億６,１３５万７,０００円に補正額１１４万９,０００円を追加し、１３億６,２５０万６,０００円とするものでございます。４ページ、５ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

６ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。５款県支出金、１項県負担金・補助金、１目保険給付費交付金、１節普通交付金に１００万円の追加は、普通交付金を１００万円追加するもので、決算見込みによるものでございます。７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、４節財政安定化支援事業繰入金を１４万９,０００円追加するもので、決算見込みによるものでございます。７ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。２款保険給付費、１項療養諸費、３目一般被保険者療養費、１８節負担金、補助及び交付金に１００万円追加するもので、決算見込みによるものでございます。３款国民健康保険事業費納付金、１項１目一般被保険者医療給付費分は、財源組替によるもので、補正はございません。８款諸支出金、１項３目償還金、２２節償還金、利子及び割引料３万２,０００円の追加は、保険者努力支援交付金等の令和５年度返還分でございます。１０款１項１目予備費、１１万７,０００円の追加は、歳入歳出予算の総額を調整するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇**議長（立山秀喜君）**　健康推進課長。

〇**健康推進課長（猿渡隆史君）**　「第６６号議案、令和６年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）」につきまして、ご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ４５９万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億６,３２８万７,０００円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。３款国庫支出金は２項国庫補助金に１５０万３,０００円を追加し、合計３億８,６３６万５,０００円とするものでございます。４款支払基金交付金は、１項支払基金交付金に１５８万円を追加し、合計３億６,８０５万４,０００円とするものでございます。５款県支出金は、３項県補助金に７５万１,０００円を追加し、合計１億９,７２９万２,０００円とするものでございます。７款繰入金は、１項一般会計繰入金に７６万５,０００円を追加し、合計２億２,１６２万７,０００円とするものでございます。歳入合計は補正前の１４億５,８６８万８,０００円に補正額４５９万９,０００円を追加し、１４億６,３２８万７,０００円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。１款総務費は、３項介護認定審査会費に１万４,０００円を追加し、合計２,３１２万２,０００円とするものでございます。２款保険給付費は、１項介護サービス等諸費を１,１５０万円減額し、１２億２００万４,０００円とし、２項介護予防サービス等諸費に１,１４７万５,０００円を追加し、３,９８９万１,０００円とし、４項高額介護サービス等費に２万５,０００円を追加し、２,７０５万５,０００円とし合計を１３億９８８万２,０００円とするものでございます。４款地域支援事業費は、１項介護予防・生活支援サービス事業費に５８５万３,０００円を追加し３,１９６万８,０００円とし、３項包括的支援事業・任意事業費

に２万７,０００円を追加し１,２２０万円とし、４項居宅介護支援事業費に７万２,０００円を追加し１,１９５万２,０００円とし、合計を７,７４４万８,０００円とするものでございます。８款予備費は１項予備費を１３６万７,０００円減額し、３,２５２万３,０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の１４億5,８６８万8,０００円に補正額４５９万9,０００円を増額し、１４億6,３２８万7,０００円とするものでございます。

４ページと５ページは歳入歳出補正予算別事項名明細書の総括表でございます。６ページ７ページが歳入の内容説明でございます。主なものについてご説明をいたします。６ページをお願いいたします。３款国庫支出金、２項国庫補助金、５目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、１節地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に１４６万4,０００円を追加するものです。４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、２目地域支援事業支援交付金、１節現年度分に１５８万円を追加するものです。

８ページ、９ページが歳出の内容説明でございます。主なものについてご説明いたします。８ページをお願いいたします。２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費、１８節負担金、補助及び交付金を２,０００万円減額し、同項３目、施設介護サービス給付費、１８節負担金、補助及び交付金に２,０００万円を追加し、同項９目、地域密着型介護サービス給付費、１８節負担金補助及び交付金を１,１５０万円減額し、２款保険給付費、２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービスサービス給付費、１８節負担金、補助及び交付金に１,０００万円を追加するものです。９ページをお願いします。４款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費、１目介護予防・生活支援サービス事業費、１８節負担金・補助及び交付金に５８５万３,０００円を追加するものです。歳入歳出ともに、執行見込みによる補正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　建設課長。

○建設課長（田口昭君）　「第６７号議案、令和６年度南関町下水道事業補正予算（第２号）について」ご説明いたします。１ページをお願いいたします。南関町下水道事業予算（第３条）に定めた予算額を補正するものでございます。

収入でございます。１款下水道事業収益は、２項営業外収益に５９万１,０００円を追加し１億１,８０３万8,０００円とし、総額を１億5,４９９万4,０００円とするものでございます。２款浄化槽事業収益は、２項営業外収益に１３４万5,０００円を追加し7,８０８万5,０００円とし、総額を１億1,５５３万1,０００円とするものでございます。支出でございます。１款下水道事業費用は１項営業費用に５７万6,０００円を追加し、1億4,６７９万7,０００円とし、２項営業外費用に1万5,０００円を追加し、７１９万7,０００円とし、総額を1億5,４９９万4,０００円とするものでございます。２款浄化槽事業費用は、１項営業費用に７１万7,０００円を追加し、１億2,６５７万3,０００円とし、２項営業外費用に１６万7,０００円を追加し、２８３万5,０００円とし、３項特別損失に３６万6,０００円を追加し、総額を１億2,９９７万4,０００円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。南関町下水道事業、予算第４条に定めた予定額を補正するものでございます。支出でございます。２款浄化槽資本的支出は、２項企業債償還金に４６万1,０００円を追加し、2,８３５万5,０００円とし、総額を9,５２３万5,０００円とするものでございます。今回の補正は、動力費及び修繕費に係る補正が主なものでございます。４ページ以降は実施計画の収益的収入及び支出の内訳等の資料でございます。

以上で、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　「第６８号議案、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」提案理由及び議案のご説明をいたします。提案理由は、熊本県市町村総合事務組合規約第３条第１０号に規定する交通災害事務から令和７年３月３１日をもって山鹿市が脱退するため、規約の一部を変更する必要があるためでございます。なお、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。変更する規約は次のとおりでございます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のように改正する。別表第２第３条第１０号に関する事務の項中「山鹿市、菊池市」を「菊池市」に改める。附則としまして、この規約は令和７年４月１日から施行するものでございます。なお、経過措置としまして、改正規約の施行前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理につきましては、従前の例によるものでございます。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　第６９号議案から第７９号議案までの「南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて」一括して提案理由及び議案の説明をさせていただきます。提案理由は、南関町農業委員会の委員の任期が令和７年３月３１日で任期満了となり、新たに委員を任命する必要があるためでございます。なお、南関町農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める必要がございますので、今回提案するものでございます。また、委員の任期は３年でございます。それでは、議案の説明をさせていただきます。

第６９号議案、南関町大字関東、山田守光氏、昭和２６年４月１７日生まれでございます。山田氏は福山区長からのご推薦でございます。

次に、第７０号議案、南関町大字関村、片山義信氏、昭和２４年１月３１日生まれでございます。片山氏は、関村区長からのご推薦でございます。

次に、第７１号議案、南関町大字肥猪、福山健治氏、昭和２６年７月１８日生まれでございます。福山氏は肥猪区長からのご推薦でございます。

次に、第７２号議案、南関町大字小原、菅原一真氏、昭和５７年５月２２日生まれでございます。菅原氏は、小原区長からのご推薦でございます。

次に、第７３号議案、南関町大字上坂下、北原義博氏、昭和２７年１２月１５日生まれでございます。北原氏は、坂下代表区長からのご推薦でございます。

次に、第７４号議案、南関町大字下坂下、三浦雅善氏、昭和４５年７月７日生まれでございます。三浦氏は、坂下代表区長からのご推薦でございます。

次に、第７５号議案、南関町大字上長田、末竹信雄氏、昭和３２年９月２０日生まれでございます。末竹氏は、長山東区長からのご推薦でございます。

次に、第７６号議案、南関町大字豊永、城戸英次氏、昭和４３年１２月１日生まれでございます。城戸氏は、西豊永区長からのご推薦でございます。

次に、第７７号議案、南関町大字宮尾、西田亜希氏、昭和４９年９月２３日生まれでございます。西田氏は、個人からのご推薦でございます。

次に、第７８号議案、南関町大字豊永、平山竜代氏、昭和３９年７月９日生まれでございます。平山氏は、個人からのご推薦でございます。

最後に、第７９号議案、南関町大字久重、井上繁孝氏。昭和２２年２月４日生まれでございます。井上氏は久重南区長からのご推薦でございます。

以上１１件でございます。

ご審議の上、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　日程第２７、一般質問を行います。

発言の通告があっていますので、順次発言を許します。

３番議員の質問を許します。３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　皆様、おはようございます。３番議員、矢野でございます。早速、一般質問に入りたいと思います。今回は、２件でございます。

まず、質問事項１点目。九州道南関インターチェンジ周辺の開発と土地利用についてでございます。熊本県と福岡県を結ぶ主要な交通拠点、南関インターチェンジ周辺には、観光スポットのアクセスや、産業・商業施設が少ないため地域の発展には工夫が必要である。この地域の潜在的な価値を引き出し持続的な発展を促すための取組と課題を尋ねます。

続きまして、質問事項２点目。役場庁舎への入り口、県道側進入口の道路整備についてでございます。県道から役場への進入口が曲がりくねっていることで、視界の遮りや、歩行者の安全等様々な危険や課題が生じる。直線化を求める。

なお、その後の質問は議席で行います。執行部におかれましては、明瞭な答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　３番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君）　３番矢野修一議員の「九州道南関インターチェンジ周辺の開発と土地利用について」「南関インターチェンジ（IC）周辺エリアには、観光スポットのアクセスや産業・商業施設が少ないため地域の発展には工夫が必要である。この地域の潜在的な価値を引き出し持続的な発展を促すための取り組みと課題を尋ねる。」の質問にお答えいたします。

まず、九州自動車道南関インターチェンジは、昭和４７年に開通し熊本県の北の玄関口として、多くの車両の利用があっており、交通の要衝として町の発展に大きく寄与しています。矢野議員お尋ねのとおり、インターチェンジ周辺の開発が進めば、地域経済の活性化や関係人口の増加も期待でき、町の持続的な発展につながるものと考えるものであります。しかし、現段階におきましては具体的な計画等は何もないのが現状でございますが、町が実施する各種アンケート調査でも多くの町民、特に若者世帯からは商業施設等の誘致を願う声も多く、人口流出の抑止及び本町への移住のきっかけとして大いに期待できるものであり、町としましても、その必要性やインター周辺ということでの可能性は感じているところであります。ただ、このような大きな計画を進めるにあたっては、町単体での取り組みでは不十分と思われるため、開発後に進出していただける商業施設等があるのかの調査や開発面積、事業費、財源、道路計画等も含めデベロッパーと組んで進めていく必要があるのではないかと考えるところでありますが、何より大切な事は、地元商工業者のご理解がなければ進められない案件であると考えております。そのような意味で、今後可能性を探っていくのであれば、多くの関係者の

皆様方と協議していく場を設けていくことも検討していく必要があると考えるところでございます。
次に、「役場庁舎への県道側進入口の道路整備について」「役場への進入口が曲がりくねっている形状で視界の遮りや歩行者の安全等危険や課題が生じる。直線化を求める。」の質問にお答えいたします。今回、ご質問いただいている竜瀬橋から主要地方道南関大牟田北線の交差点部までの区間は、「町道田町・堀池園線」の終点部となります。当該区間におきましては、以前、庁舎建設に伴う周辺道路整備の際に議員の皆様より様々なご意見やご要望をいただいており、各関係機関と協議を行ってきた経緯があります。竜瀬橋から主要地方道「南関大牟田北線」までの距離が短く、高低差があり蛇行している等の理由により、安全な道路計画ができず交差点協議が出来る状況ではありませんでした。また、バイパス案とのご意見もいただきましたが、本線と交差する町道への接続や二級河川「関川」を横断する橋梁の新設等、条件が厳しく莫大な費用を要することが懸念され実現には至っておりません。現時点では、理想的な道路計画を実施するのは大変困難な状況にある中で、道路を利用される皆様方より様々なご意見をいただきながら「安全・安心に通行できる道路」となるよう改善を進めていく必要があるとは思っておりますが、町全体の振興のための道路計画等も鑑みていくことも重要でありますので、長期的な視点に立って取り組んで参りたいと考えております。
以上お答えしまして、この後のご質問につきまして、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　まず初めに、まちづくり課では企業誘致支援対策室を設けてあります。令和４年からこの室が設けられたということで、町全体の経済を活性化し、住民の生活環境を向上するための重要な役割を果たす部署と、私は認識しております。そこで、取組の状況報告を答弁願います。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　企業誘致支援対策についての取組状況という質問を頂きました。この企業誘致支援対策室につきましては、南関町企業誘致支援対策室設置規則、令和４年３月２５日規則第８号により策定され、令和４年４月１日より施行されております。企業誘致及び企業支援を推進し、雇用の場の確保並びに地域経済の振興と活性化を図ることを目的として設置しております。職員は室長が企業誘致係長を兼務しておりまして、企業誘致係としましては２名体制で、執務を行っております。推進室の業務としましては、新規企業の誘致に関すること、地場企業の育成及び支援に関すること、雇用対策及び定住対策に関すること、企業立地基盤の整備に関すること、その他企業誘致の促進に関すること等を規定し、町内の企業に寄り添った支援を行っております。取組状況としましては、まず町内にある企業４２事業所との雇用状況や経営状況を把握し、雇用、定住対策、企業支援に取り組むことを目的としたアンケートの実施を毎年行っており、各企業の現状把握に努めております。また、町内の金型企業で設置する南関町金型金属加工企業連絡協議会では、金型金属加工企業の振興発展と、金型のまちづくりを推進するため、現在１２社で結成されており、まちづくり課を事務局とし、県外の企業視察研修や親善球技大会、町内の企業懇談会での情報交換等、また町内の祭りイベントへの協賛等を行っております。そして、町内の企業、事業所約５０社による企業懇談会を毎年１月に実施しております。町と町内各企業、事業所の活性化と企業同士による連携、情報交換等を図る目的として開催しております。それから、熊本県企業誘致連絡協議会では、熊本県と市町村及び企業間の各種情報交換や、交流等連携を強化することを通じ、より効果的に企業誘致を推進するとともに、企業の事業活動を側面から支援することにより、熊本県経済の持続的な発展に資することを目的に設

置されており、事務局を熊本県商工労働部、企業立地課に置き、企業会員１３４団体、市町村会員３８市町村、特別会員７団体、計１７９の団体で構成されております。今年度は６月に通常総会があり、県内の企業や県、市町村の担当者同士の顔合わせができ、情報交換もできたところであります。また、ハローワークからの町内企業の求人情報をホームページ掲載と役場こもれびホールへ掲示し周知しております。企業等からの意見や要望等があった場合には内容を伺い、現場等へ出向き、直接話を伺い、丁寧な対応に心がけております。また、都心部で行われる企業立地フェアでは、町のＰＲのため、近隣市町との合同でブースを設け出展を行っております。今年度は５月に東京ビッグサイトでフェアが開催され、企業へのＰＲを行ってきております。また、今月、１９日には、セミコンジャパンが同じくビッグサイトで行われるということで、県企業立地課が出席されるため、町の観光ガイドの展示を行っていただくことになっております。県庁企業立地課や熊本県東京事務所、大阪事務所への情報収集も年数回行っているところでございます。定期的に情報収集を行うよう計画を立てているところであります。以上が、企業誘致支援対策室の大まかな取組状況でございます。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　具体的な仕事内容については、まずは企業誘致の活動、並びに立地条件の調整と提案、財政的、制度的支援の提供、地域との調和と連携等、多岐にわたります。いろんな情報収集と分析は行っているのか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君）　はい、情報収集というところでは、年１回、町内の企業にアンケートを実施しておりまして、その中身で企業拡大する計画があるかとか、そういった要望とかを伺って、取りまとめて支援につなげている状況です。以上です。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　具体的に、新規企業ですね。今熊本県は特に、ＩＴ産業、TSMC の進出等で、特に菊陽、大津、管内、大いに今発展しているところでございます。聞きますと、土地の活用は、ないということで、限られているということで、模索している部分もあるということでお聞きしております。その波が今後、広がっていくということでもありますので、もうそういうところを見据えた取組は行っているのか、お伺いします。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい。ＴＳＭＣ関連に限らず、今県内では半導体産業、そして、自動車産業も活発な動きになっておりますので、町でもそういった誘致に備えた工業団地の設置、開設といったことは非常に必要だと思っておりますので、これまでも、いろんな土地の開発につきましても準備はしているところでありますけれども、なかなか行政が一方的にそれを進めるということはいけませんので、先ほどインター前の開発でも説明しましたとおり、やはりそこに将来的な可能性があるのか、そういったことも含めて財源等も必要ですので、しっかりといろんな関係機関との連携を図りながら、今調査しているっていうか、いろんな話は出てきております中で、ＴＳＭＣの関連産業をはじめ、いろんな企業についても誘致を図るべく、そういった調整というか、工業団地の開発にも取り組みたいというふうに考えております。

○議長(立山秀喜君)　一般質問の途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

―――――――○―――――――

休憩　午後０時００分

再開　午後１時００分

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　昼休みの後ということで、よろしくお願い申し上げます。

南関インターチェンジには先ほど町長も言われましたとおり、１９７５年、昭和５０年に開通いたしました。約５０年になります。４０年ですかね。失礼しました。現在、１日１万台以上の交通量があるということでございます。南関インターチェンジ周辺の土地活用は、交通の利便性を生かした様々な展開が期待されます。インターチェンジ周辺の土地、例を言いますと、官軍墓地がある鷹ノ原とか、松風トンネルを抜けた。長谷とか西の原とか、ありますけど、見に行きますと、以前は栗が主体でしたかね、いろいろな農業が盛んではございましたが、今見ますと、農地が荒れて後継者がいない、廃止になっている。また長期間管理が行き届かず、荒地化しています。土地利用の見直しや改善についてお考えを伺います。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい、長谷から上の原、西の原っていうかそっちの地域も含めてだと思いますけども、農業関係が荒廃地ということでお話になりましたが、そうばかりではなく、現在上の原のほうでは、畑、栗畑１町ぐらいを、うちの畑も４反ぐらい無償で貸しておりますけれども、１町ぐらいまとめて、栗工房をつくるということで、全部今までの古い栗伐採、伐根までして、栗の木をまた新しく植えておられます。そして荒尾から来られて、そういったことを進めながら、お菓子の工房をつくるということで、もう南関町のほうに住宅も造っていただきました。そういったことで、上の原だけじゃなくて、関村の一部も含めてそういったことを進めてる方もおられますので、工業だけじゃなく、農業は農業として活用があれば、大いに活用頂きたいというふうに考えておりますし、そのほかの土地につきましても全体が同じような高さっていうか、高低じゃありませんので非常に開発が難しい土地であると思います。ですので、やはりそういった土地を開発するためには、全体的な計画というか広い面積をとらないと、土地が無駄になりますので、冒頭の答弁で申し上げましたとおり、やはり広い開発面積そして事業費財源、そして道路計画とかが必要になりますので、町が簡単にそれに踏み込めるということは難しいと思いますので、いろんな関係機関とか企業も含めて、そういったことを調査しながら進めていく方法が一番いいのかなと思ってます。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　私が一つ気になっているのが長谷ですね。あそこがもう湿地帯で、農業には向かない、どうしてもですね。だからそこを魅力的な、今後そこを埋立てなり何なりすれば、立地条件が整うのではないかと思ってはおります。今後そういうところも踏まえてのいろいろ調査、土地の整備で相乗的な効果が得られると思いますので、こういう今まで埋もれてきた土地を活かしていかなければならないと思っております。まずは南関インターチェンジというのがありますので、それをもう、そこ２，３分で、そういう企業ができるというのは、一つの条件としてはいいので、そのまま現状でいくのか、そういう今後、情報収集、分析あたりを必要と思ってはいるのですが、どうですかね。長谷の埋め立てあたり。

○議長(立山秀喜君)　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい。長谷の埋立てにつきましては、これまでも何回かそういった思いを持ってた方もおられたかと思いますけども、やはりインターのところの高さと長谷の高さというのは、２０メーターぐらい、恐らく高さは違うかもしれません。ということで、そこを造成してするということは、莫大な費用がかかりますし、そこの長谷だけじゃなくて、整備をするとするならば、その周辺一帯を整備しないと。土地の価値というか、効果が上がりませんので、そこを整備するということは、やっぱりもう少し広い意味での全体の整備が必要になるかなというふうには考えます。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　一番は南関町、都市部より土地の価格は安いのが、開発にとって利用しやすくなると思っております。中九州、高速道路、九州の動脈ですね、もう静脈といってもいいと思いますので、そこで地域の特性に合った、開発プランの策定が重要だと思っております。いろんな補助金や支援制度の活用は取組があると思いますが、お考えを伺いますが。

○町長（佐藤安彦君）　はい。そういった工業団地の開発につきましては、国県の補助制度というのは、ほとんどないって考えたほうがよろしいんじゃないかと思っております。いろんなところをやっぱり開発されているのは、民間の企業のいろんな連携といいますか、開発については民間の企業やられてるとこが多いということもありますので、県がやるということであれば県の費用でやられますし、国がやるということならもっと大きい国の事業になるかもしれませんが、町がそういったところをするということになれば、やはり県と連携をするのか、あるいは民間の企業との連携ということになりますので、県には何回もこれまでも話をしてきておりますけれども、やはり今ＴＳＭＣの県央の部分、そして県の開発はやっぱり県南が遅れていますので、県の工業団地を３０ヘクタール、今度八代をつくるということですけども、やはり県南を救済したいという思いがありますので、うちのほうまではなかなか難しい状況でありますので、やはり南関町が動くとするとするならば、民間の活用ということで、民間の皆さんといろんな知恵を絞って、そしてそれをまずはその相手を見つけるということが大事になりますので、そういったことを積極的に動く必要があるかなと思います。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　町長が答弁された、今はもう県南のほうに、そういう企業誘致あたりを進めているということで、県はですね。しかしながら、南関町は熊本県と福岡県のちょうどの堺にあり、条件としては、一番いい条件が整っていると思っております。その中であっての、南関インターチェンジ周辺の土地活用についての今回の質問に至ったわけでございます。例を言いますと南関から八女まで、大体１６キロぐらいですもんね。１６キロ区間の中で、みやまインターでは、今あそこはスマートインターでございますが、みやまインターということで、それも進めてるというのは国か、何かそういう機関があっての整備が行われていて、今もう造成工事が始まっております。インターチェンジ、高速を行っていると思う造成工事はもう広がっていますので、多分あれは企業ができるのかなあと思って見ているわけでございますが、ここから、５、６キロさっき言ったところに、そういう団地ができていて、土地もそこあたりはもう高いと思いますし、南関はもう、そういう面では土地は安くできますので、そういう中での話合いといいますか、いろんな制度とかを今後、企業誘致の進出で部署は設けてありますので、そういうインターチェンジの魅力を発信しながら取り組んでいけば、何かしら今後、南関町にとって住みやすい町になるかと思っております。せっかく南関町に、インターチェンジができているということでございますので、インターチェンジの誘致においての有利性を多くの自治体が、整備やＰＲ活動に力を入れておりますので、様々な業種が点在し、商業施設や観光、ま

たは物流の拠点の整備や産業の振興など見られます。しかしながら、南関町は本当、インターはありますけど、荒尾なり大牟田に行くだけの、ただの通過点でしかないんですよ、今。本当私にとっては、宝の持ち腐れと思いますが、何か今後はもう物流、車社会でございますので、特に南関インターは重要な拠点になりますので、その辺りを鑑みながら検討していって頂ければと思ってはいます。どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい。企業誘致につきましては、これまで杉村議員のほうからも何回かご質問頂いておりまして、長谷ちゅうか、インター周辺の地域についても、ご質問頂いたときにもお答えしましたが、これまで熊本県の前蒲島知事は、私と話をしていただくときには、そこの地域を福岡県のベッドタウンにしたらどうかっていうことで話がありました。ただそういったお話は、県がそこに一緒にやろうということまでは踏み込んでおりませんので、そういった一つのチャンスかなと思っておりましたけれども、つい最近は今矢野議員が言われますとおり、南関町は大牟田市を中心とした、定住自立圏協議会に加盟しております。大牟田市、柳川市、みやま市、荒尾市、長洲町、南関町の６市町ですけれども、その有明定住自立圏の協議会というのが１１月２２日に開催されました。その中で、その地域のまちづくりについてどういったことを、っていうことで、これまでの取組の反省も含めて、それはもう、人口減少から少子高齢化、そしてイノシシの問題と、いっぱいいろんなお話が出ました。そういった中でやはり、交流人口であるとか移住定住と、いろんな話が出ますけれども、そういったものが簡単によそから来ていただいて、もう奪い合うような形じゃ駄目だということで、そういった話も最後に私も提案したのは、ちょうどそのとき、福岡県の県境地域振興ビジョンというのは今、福岡県側で進められております。それは福岡県の中で、この有明地域、私たちの地域と大分の地域と2か所を選定して、福岡県がいろんな計画を進めようということで、そういったビジョンが令和7年度から予算化されて進められることになっておりまして、これまでも何回か私のほうも打合せをさせていただきました。１１月２２日は、産業振興の部の局長、責任者の方と、前３月まで大牟田市の副市長をされとった女性で、今そちらの県の担当課長をされておりますので、そのときも出席されましたけど、いろんなそのビジョンについての説明をしていただきましたけれども、皆さんもそういったことを一緒にやりましょうということでしたが、私が最後にちょっと皆さんに提案したのは、このいろんな地域、南関インターもありますけれど、南関インターから大牟田、荒尾、長洲も含めて、非常に交通の要衝になりますので、その地域を皆さんと一緒になって、福岡県の県境ビジョン振興ビジョンの中で一緒にやりませんかということで、熊本県に今ＴＳＭC第１第２工場が進出しておりますけれども、第３第４は決まってませんと。ですので、この地域で、そういったものを呼び込むような大きな動きを皆さんと一緒につくりましょうという提案をしました。皆さんびっくりされましたけども、やはりうちのインターだけを考えれば高低差等もあって、そこを整備するには莫大な費用がかかります。ですので、一つ二つの企業とかいろんなものを呼んだぐらいでは成り立ちませんので、やはり大規模な開発をするためには、南関町だけじゃなくて民間の活用も必要ですが、そういった大きな自治体一つの集まりをつくって、そういった開発をする、そして熊本と福岡が一体になってＴＳＭCの第３第４工場を呼ぶような、そういった言葉で、皆さんと一緒に力を合わせてやりましょうという提案をしました。っていうことですので、できるできないは皆さん一緒やってみないと、そう簡単な問題じゃありませんよということをまずお話をして、しかしチャレンジしないといけませんので、皆さんと一緒になって力を合わせてやってみましょうといったことを提案しましたので、福岡県の皆さんが

非常にびっくりして喜んでおられました。ですので、それが実現できるかできないかは別にして、やはりそういった思いを持って、地域をつくり直していこうということを提案しましたので、これからもそういったことを、同じこの有明地域の皆さんとは、同じ認識の中で、いろんな協議を進めていくことができればと思ってます。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　はい、分かりました。まずは、もう南関町が潤っていかなければなりません。それが１番ですね。で、人口減少が加速する中、若者世代が南関町に移住定住するためには、魅力的な生活環境や働く機会を提供することが鍵となります。

　最後になりますが、高速道路南関インターチェンジ周辺の土地活用取組は、町の発展と住民の利益を両立させるために重要です。地元住民の声や関係者の意見を反映し、持続可能な地域の発展を促進することを期待され、将来を考えていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

　続きまして、質問事項２点目に入ります。役場庁舎への県道進入口の道路整備についてです。当初、新庁舎建設の段階で、この商店街のほうからの進入口は、きちんとした直線にはなって、何ていうかな、ロータリーもできて、交通に利便はあると思っております。しかしながら、以前は南関高校があったときには、こちらの県道側がもう正面玄関であったわけでございます。そのときの新庁舎の建設の段階での道関係ですね、進入口等はそういうのは議論、議会での安全性とかの議論はなかったのか、お尋ね申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　建設課長。

○建設課長（田口明君）　はい、今の御質問ですけど、庁舎建設当時の道路網については、たくさんの方々でいろいろ一応議論はされた経緯がございます。竜瀬橋については、そのときにもいろいろな協議がなされておりましたけど、実際には、今の現道を利用するような形で、最終的には結論づけられていたと考えます。以上です。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　以前はここは、南関高校があった場所でございますもんね。その頃は学生が主体で交通量も限られていました。しかしながら、役場になると、もうそうはいけません。交通量が増え、多種多様な流れが想定できたと思います。その点どう考えられたんですかね、そのときは。伺います。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい、道路は非常に必要な要件として考えておりましたけれども、南関高校のときは、そちらの竜瀬橋のほうから入るのが本道でありましたけれども、今回の庁舎整備におきましては町なかの、やはりいろんなまちづくりも含めたところで、本道といいますのは町道を、その中の全体、役場の中に入れて中心となる道路は町なかから入れるということで考えておりましたので、その道路整備につきましては、新町道として新設した、こちらの先ほど、私が最初の答弁でも申しましたとおり、いろんな条件、そして莫大な費用を図るということもありましたので、全体的を考えたときにこちらの町なかからのところを優先してつくったということであります。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　この質問に至ったのが、これは、あくまで町民からのそういう要望があったわけで、私はここで質問しているわけでございますので、何らかの処置をやっぱしていかなければならないと思っております。莫大な予算が必要と町長は、おっしゃっていますが、可能であれば、こ

の進入口の形状や勾配を改良し、安全性を向上する道路改良、莫大な費用と言われてますが、どれくらいを考えていらっしゃるんですかね。

○議長（立山秀喜君）　建設課長。

○建設課長（田口明君）　議員のおっしゃるような、直線的な道路といいますと、やはり県道との直角交差がまず基本ですね。それと、その関川を超える道路ですね、関川を越えて今、関川の両側に町道が走っておりますけど、その二つの町道への取付け道路と庁舎の前の交差点になりますけど、田町堀池園との交差点部との接合部というのが全部、短い距離の中に、いろいろな問題がたくさんありますので、事業費といたしましては橋梁一つ上げるにしても億のお金がかかってくると思います。ただ、お金よりやはり安全な道路をつくる上では、距離的には短こうございますので、できれば別ルートっていうのを考えなければいけないような形になるかと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　先ほど、課長が言われました、別ルートということでも選択肢があるということでございますが、交通の安全性を高めるには、今は道路の路面に塗装するカラー道路ですかね。カラー道路の塗装とかは視覚的な案内ということで、交通安全の向上と、交通管理において重要な役割を果たしているということで、よく聞きます。そういう標識ですね、やっぱ道路かな。そういうカラー塗装っちゅうのあるようですので、あとは交通標識、ガードレールの設置も必要でしょう。ちょっと早急に、具体的な改善策を検討し、検討結果を報告願います。以上です。

○議長（立山秀喜君）　建設課長。

○建設課長（田口明君）　はい。今議員からご提案がありましたように、やはり正規の道路っていうのは先ほど言いましたように、早急な完成というのは多分難しいと思いますので、今ある道路を利用しながら、通行する皆さんの安全を確保するために、県、接続部が県道となりますので、県、それと交差点部となります。県警管轄になりますので、関係機関としっかりと協議をしながら、早急な対応を行っていきたいと考えます。以上です。

○議長（立山秀喜君）　３番議員。

○３番議員（矢野修一君）　一応検討するということで、その結果を、報告はよろしくお願いします。以上で、質問を終わります。

○議長（立山秀喜君）　以上で、３番議員の一般質問は終了しました。

　続いて、８番議員の質問を許します。８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　こんにちは。８番議員の井下でございます。今回は、アピアランスケア、外見支援ですね。それと町政懇談会の２点について質問させていただきます。

　まず大きい一つ目は、アピアランスケアについてです。ここ数年、がんに対しての年次推移のまとめとして、罹患数と死亡数は人口の高齢化も一つの要因として増加傾向にあると言われていますが、高齢化を除いた年齢調整率で見た場合においても、がんの罹患率は２０１０年までは増加しており、その後は横ばいの状態であるとの報告が今なされております。これは国立研究開発法人国立がん研究センターによる報告です。また多くの部位におけるがんにしても、生存率も上昇傾向にあるという報告もあわせて出されております。そのような現状の中これまで私自身も、このような個々の病気については踏み込んでいいものかどうか分からずにおりました。しかし同じ町内の在住の方から、このがんという病と闘っておられる方、またその家族に対して何らかの支援はないのだろうか。そういう話を伺うことからが始まりで、それからがんサロンの方たちに話を伺ったり、専門のショップに行くな

どして、少しずつですが、現状がどうであるか理解しつつあるところです。そこで今私なりに思うところは、がんという病と闘っておられる方々は、この南関町にどれくらいの人数がおられるのか。またその病に対しての接点のない人たちは、どのようにそのがんというものを認識されているのか。そしてそこに対しての教育は今どういう状況にあるのか。尋ねていきたいと思っております。また同時に、がんと診断された方が、その後の人生を充実して送れるようになるためにもその教育も含め、周りの人たちがアピアランスケアということに理解を深め、幾らかの支援にもつながれば、と思うことからのスタートです。そういう背景から、今回の質問に至りました。

整理しますと、まず一つ目に、この南関町の方でがんの罹患を受けた方の数について尋ねます。二つ目として、いろんな部位においてのがんがありますが、そこにはがんに対する知識の薄さから、様々な誤解や中傷的な言葉が生じることもあります。教育の分野において、がん教育の現状と今後について尋ねます。そして三つ目になりますが、アピアランスケアについての町の考えと今後の支援について尋ねていきます。

そして大きい二つ目になりますが、先に行われました、町政懇談会についてです。町民の方々に対し、町の現状報告を行うという町長の思いはよく理解はできます。しかし、果たして本当にその思いが今伝わっているのか、意味のあるものになっているのか、いささか疑問が残っておりますので、質問させていただきます。まず一つ目に、これまで数回開催されていますが、その間少しずつ参加人数が減ってきているように思いますが、職員の皆さん方とそれ以外の住民の方たちの参加人数を、またその比較割合をお尋ねします。二つ目に、開催日の開催の日程及び内容にも参加人数が大きく反映されると思いますが、今後に向けて、何か考えがあれば、そのことについてもお尋ねいたします。あとは自席にて質問させていただきますので、どうか配慮ある答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（立山秀喜君）　８番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君）　８番井下忠俊議員の「がん教育とアピアランスケア（外見支援）について」の質問にお答えいたします。

まず、１「南関町で、がんと診断されている方の人数について尋ねる。」にお答えします。南関町では南関町総合振興計画のまちづくりの大綱「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくりの中で、「町民のＱＯＬ（クオリティーオブライフ：生活の質）の維持、向上を図るため、ライフステージに応じた生活習慣を見直し、個々に合った健康づくりを推進し、いきいきとした生活ができるよう支援に努め、「南関町健康増進・食育推進・自殺対策計画」に基づき、健康教育、訪問指導、健康相談、健康診査等の健康施策の充実を図ります。」という基本方針を掲げております。それに基づき、特定健診をはじめ各種検診を年に一回行っており、その中に、７項目のがん検診を盛り込んでおり、健診結果説明会や要精密検査の方への訪問指導を行うなど、がんの早期発見に努めております。また、平成９年度から１９年度生まれの女性に対し、公費による子宮頸がん予防接種を実施しております。

ご質問の南関町の新たにがんと診断されている方の罹患数は、「熊本県のがん登録２０１９年第２３報」によりますと、がん細胞が「上皮」と呼ばれる場所の内側にとどまっている上皮内がんを含む方で男性４４人、女性４６人の計９０人となっており、２０１７年が男女計９５人、２０１８年が９８人で、９０人台で推移しており、部位別にみますと大腸がんが最も多く、次に乳房がん、子宮がん、前立腺がんの順になっています。

次に、２「がん教育の現状と今後について尋ねる。」についてお答えします。近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、国民の心身の健康にも大きな

影響を与えており、ストレスによる心身の不調などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、感染症など、新たな課題が顕在化しているところです。その中で、生涯のうち国民の二人に一人がかかると推測されるがんは重要な課題であり、その予防や早期発見・早期治療の意識は、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつあります。がんは、生活習慣病と関わりの深い病気であることから、子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけることは大切であり、子どもが学ぶことにより親への啓発にも効果があることから、学校教育においてがんの正しい知識と理解を深め、がん予防を学習することは重要であると考えております。

最後に、3「アピアランスケアに対する町の考えと、今後の支援について尋ねる。」にお答えします。がんやがんの治療によって、脱毛や皮膚・爪の変化などで外見が変わることがあり、外見が変わると、仕事や学校、買い物に行くなどの普段の生活を送ることが難しいと感じる人もいます。アピアランスケアとは、外見が変わっても、安心して自分らしく生活を送ることができるよう支えるケアのことと理解しています。また、外見の変化が生じたがん患者が治療後も今までと同じ日常生活が維持できるよう、外見の変化を補完する用具の購入費用を補助することが経済的及び心理的負担を軽減できると考えています。南関町では、9月6日に「南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付要綱」を制定して、ウィッグ、乳房補正具等の購入費用を一部助成し、経済的及び心理的負担の軽減を図ることで、治療と社会参加の両立を支援しています。

続きまして、「町政懇談会について」の質問にお答えいたします。

今年の町政懇談会は、令和６年１０月１５日、火曜日から１８日、金曜日までの４日間、午後７時より４つの校区で開催しております。「住み続けたくなるまちへ」と題して、南関町の現在の状況及びこれからの将来像に向けて、取り組んでいる事業等、南関町のまちづくりについてお話をさせていただきました。その後、私を含めた町三役と町幹部職員と参加いただいた住民の皆様と活発な意見交換を行いました。参加いただきました皆様には、大変貴重なご意見を賜り感謝申し上げますとともに、いただきましご意見は、今後の町政の参考とさせていただきます。

まず、１「参加人数、及びその内容について尋ねる。」にお答えします。参加人数は、第１校区５４名、第２校区２９名、第３校区２９名、第４校区２１名、合計１３３名でありました。また、各地区とも若年層より中高年層世代が多く、女性より男性の方の参加者が多かったように感じました。主なご意見は、インフラと交通関係では、「工業団地の整備予定や公共交通機関の利便性の向上を求める」ものや、「町道や県河川の工事の進捗について」お尋ねがありました。農業関係では、「高齢化による農業の担い手不足や農業機械等の高騰に対する支援について」の要望がありました。教育と福祉関係では、「高校へ通う子ども達への通学補助等の要望や南関中学校の学力の現状のお尋ねや、小学生の下校時のアナウンスを児童の声で行ったらどうか」というご意見をいただきましたので、１２月からは早速、児童の声を活用させていただいております。また、マイナンバーカードの普及状況やマイナンバー保険証移行について高齢者の方への対応に関する提案がありました。公共施設関係では、施設の利用方法の改善や交流センターへのアクセス道の改善、うから館改修工事についての要望などがありました。

次に、２「今後の開催について尋ねる。」にお答えします。
本年度は、年１回の開催と計画しておりましたので今年度内の開催予定はなく、次回の開催は、来年度の開催としております。

以上お答えしまして、この後のご質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。また、

詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

○教育長（永杉尚久君）　８番井下忠俊議員の「がん教育の現状と今後について尋ねる。」についてお答えします。児童生徒へのがん教育につきましては、文部科学省が定める学習指導要領により、がんは不適切な生活習慣が主な原因と言われる病気であること、喫煙・飲酒・塩分の多い食べ物・熱い飲食物の取りすぎ等の習慣化や運動不足・やせすぎ、太りすぎが、がんの要因となることなどについて、小学校では５・６年生の体育の保健学習の中で、中学校では保健体育の科目で、生活習慣病の予防、喫煙・飲酒と健康の授業と合わせて、がんとその予防について学習をしているところです。更に、がん教育は、学習指導要領の改正により小学校では令和２年度から全面実施となり、中学校では令和３年度から、高等学校では令和４年度から必修化され、がんの要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることや、予防には適切な生活習慣を身に付けることなどを指導するよう示されており、教育委員会としては、「がん教育」の重要性を踏まえ、保健体育の授業等に位置付けられた「がん教育」が適切に行われるよう指導していきたいと考えております。今後につきましても、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるように、学校、家庭はもとより、医療機関等含めまして、連携した健康教育の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

　以上お答えしまして、この後のご質問に対しましては、自席からお答えいたします。また、詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　まず、町長、教育長、現状におけることに対しての丁寧な答弁ありがとうございました。その内容も踏まえて、早速質問に入っていきたいと思います。

　まず一つ目のがん教育アピアランスケアについてですが、がんの罹患数は、先ほど町長の答弁にもありましたが、現在は、全国がん登録制度によって居住地域にかかわらず、がんと診断された方のデータは都道府県に設置されたがん登録室を通じて集められ、国のデータベースで一元管理されている状況です。この制度によって、病院から市町村に対しては情報を提供することになっておりますので、さらなる数字はある程度確認できていくと思います。これは課長もご存じだと思いますけれども、ここに県北病院から頂いた資料があります。それによると、２０２３年、あくまで県北病院に関してですけれども、がんの罹患数は８１３件、男性５０２件、女性３１１件の報告が上がっております。町長の答弁にもありましたが、男性では前立腺がん、女性が乳がんが最も多いとの報告もあわせて出されております。この県北病院の集計によると、南関町のおける罹患数は、玉名郡の４町の中で２８件と最も少ない数字にあります。けど、これは、それぞれの町の位置関係、またはふだんのかかりつけ、そういったところも大きな要因になってくると思いますので、一概にこの数字が正確な数字ということは言えませんけれども、例えば大牟田、久留米、福岡、あるいは山鹿、熊本、そういった病院も大きく関わってくると思いますので、他の病院の数字もカウントすれば、町長が言われるように、まだ更に大きく変わってくるんじゃないかと思っております。その上で尋ねていきますが、数字は、これ大きいと思われますか、少ないと思われますか、担当課長どう思われますか。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　最初に、がん登録の数字を調べたところ、これは２０１９年のがん登録ですが、南関町が９０人となっております。そこで、最初この９０人を見たときは、結構がんの患者さんはいらっしゃるなという感想でございました。それから、近隣の和水町が２０１９年の登録では、７８人となっておりまして、人口比としましても南関町は多いと感じておりまして、結構いらっ

しゃるなという感想が主でした。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。人数に対しての原因とか自分たちも分かりませんけれども、あくまで南関町だけの数字によるものだけでありますが、これはもちろん他町と比較するわけにもいきませんけれども、この数字は、それだけの人数があるということであれば、非常に多いと感じざるを得ません。そのように、がんの罹患を受けた人の中には、これはいろんなところで見たり聞いたりしてるんですけれども、実際にがんと疑いをつけられてそのあとがんと申告される間、そのときの不安、または告知を受けたときのショック同様、私たち健康な人間にはとても計り知れないものがあると思います。例えば頭が真っ白になった、ショックで涙が出た、また告知を受けてからどうやって家に帰ったのか思い出せない。このような話は普段でもよく聞きます。またあるいは、何で自分がという思いから怒りが出てきたり、食欲がなくなったり、眠れなかったり、どうしても前向きになれなかったり、いろいろ個々それぞれの思いがあると思われます。そのような思いをされている方は、がんの罹患を受けた当事者だけではなく、その家族、知人の方、周りの人たちも同じような思いだと思います。そういう方も、今言われた数以上に何倍も南関には大勢いらっしゃるというふうに思いますので、このことをぜひ前もって皆様に分かっていただけるものとして、二つ目のがん教育についての質問に移りますが、平成２８年１２月に改正されたがん対策基本法第２３条では、国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする、というふうに、がん教育の文言が新たに記載されています。更に、平成２９年３月に改定された中学校、また翌３０年３月に改定された高等学校の学習指導要領においても、今南関には高校がありませんので高校は省きますけれども、生活習慣病などの予防と回復等について学習する際に、がんについても取り扱うということも新たに記載されています。このことは教育長、教育課長十分にご存じだと思いますが、この学習要領に基づき、現在各学校において児童生徒の発達段階に応じたがん教育が今実施されているものと、思っております。その根底には、子どもに対しては健康と命の大切さについて学び、また自らの健康を適切に管理して、がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指しているということだと思いますけれども、これに関して、自分の考えはどうでしょうか。間違っておりますかね。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　おっしゃるとおりだというふうに思います。以上です。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　間違いじゃなければ、安心しました。また子どもに至っては、全ての子どもがそうだとは思いませんけれども、普通に思ったことを口に出します。そこには何の悪気も意図もないにしても、残酷に聞こえる場合も多々あります。そういう面から見ても、改めて教育というものが大事になってくると思いますし、先ほど教育長が言われた子どもやその家族の思いに寄り添うことに繋がってくると思いますが、それでいいでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　井下議員がおっしゃるとおり、人権教育の観点からも、がんにかかられた方、またその家族の思いに寄り添うことは、とても学校教育の中で重要視している点でございます。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　またほかに、大事なことは、学習指導要領にも記載されていたように、子どもたちが教育を受けることによって、がんに対する知識を得ます。そしたら、そのことが自分自身の健康、更には今後自分自身に起こるかもしれないがんの早期発見につながる、こういうことも十分利点として考えられます。例えばですが子どもががんの対象となった場合には、特に保育園、幼稚園もしくは学校とも相談しながら、子どもへの接し方や周囲の友達へのデリケートな対応が求められたのケアほうを考えることになっていると思いますが、そういったお子さんたちは今南関におられるかどうか、今の自分では分かりかねますが、ふだん南関町では、がん教育についてどのような形で現在行われていますか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　子どもががんにかかったときに、そこに子どもに対するケアや周りの子どもたちの接し方等について、どのように指導を行っているかについては、まず、教職員の基本姿勢から申し上げますと、子どもやその家族の思いに寄り添うことを一番、というふうに考えております。学校は子どもや本人、家族、ご家族の病気に対する不安や辛さに共感し、対応は保護者の意向を確認しながら進めているところです。周りの子どもたちに対する指導も、当事者の思いや家族の意向を理解して接するように指導しております。小学校の教科書には、病気にかかった人を責めるのではなく、その人の立場に立って考え、思いやりの気持ちを持つことが大切ですという記述があります。また、中学校の保健体育の教科書には、感染症などへの恐怖から差別やデマが生まれることがあります。これは病気に対する正しい知識を持たないことから、過度な不安や恐れを抱いてしまい、過度な行動に走ってしまうことが背景にあると考えられますとあります。病気にかかった患者への思いやりの心と病気に対する正しい知識と理解を教育によって育てていくことが大切だと捉えて取り組んでいるところです。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。できればその思いを今後も生かしながら、教育につなげていってもらえればと思います。先生によっては、たまに聞くんですけども、これはがんとは違うんですけれども、障害を持った子どもさんたちに対して対応がきつかったり、そういう先生の話もたまに聞きます。時点ではこの件には触れませんが、その辺もがんの患者同様に、同じような教育をしていくんであれば、自分でそこはしっかり考えてもらいたいなと思うときもあります。例えば今自分が調べた中で、教育の１例として、小学校にはがんはどんな病気かということから始めて、その予防について、またそのために予防するための課題を見つけ、解決に向けて施行し判断、表現すること、ということが書いてあります。そして中学校においては、運動、食事、睡眠など、調和のとれた生活の必要性とともに、喫煙、飲酒、薬物乱用について、また、これらを含むがんについても、取り扱うものとするというようなことも挙げられていますが、南関町も、もう今のところこれに沿った内容でよろしいということでしょうかね。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　議員のご質問のとおり、南関町もこのおっしゃる指導要領等に沿って指導を行っております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　ちなみに、今南関町の中学校において、生徒たちによる喫煙飲酒薬物乱用、これは確認は、あるいは確認というたら、あることを前提とするようになりますけれども、こういう

報告は上がってないでしょうか。
○議長（立山秀喜君）　教育長。
○教育長（永杉尚久君）　教育委員会のほうには、喫煙した子どもたち、飲酒した子どもたちの報告は上がっておりませんが、実態としてあるのかもしれません。そこは、はい、想像に過ぎませんので。申し上げられないところでございます。
○議長（立山秀喜君）　８番議員。
○８番議員（井下忠俊君）　ここはあくまでがん教育に関してのことですので、これにはもう触れませんけれども、喫煙、飲酒、薬物乱用、これ人前することではありませんので、もっともっと注視もしていってもらいたいなと思っております。今教育長がずっと答弁していただいたんですけれども、南関町でのがん教育について、どこまで今進んでいるのか、学年としてどこまで進んでいっているのか分かりませんけれども、今後、教育の現場において課題としてはどういうことが考えられますか。
○議長（立山秀喜君）　教育長。
○教育長（永杉尚久君）　がん教育を進める上で今後の課題について、またその対策等についてお答えいたします。がん教育を進める上での課題は、議員のおっしゃるとおり、考えておられる教職員の関心、正しい認識、保護者や町民の方々への啓発であるというふうに捉えています。対策としては、教職員に関しては、研修の充実にあると思います。がん教育を各学校の校内研修の一つのテーマに位置づけ、専門的研修を受けている養護教諭を中心に全職員で研修すること。町内の学校医、保護者、教職員で構成する南関町学校保健委員会で専門の方から講話を頂く機会も考えられます。更にはインターネット等にもたくさんの情報がありますので、熊本県教育委員会もがん教育の情報を掲載しておりますので、それを活用して個人での研修も可能だと考えております。
○議長（立山秀喜君）　８番議員。
○８番議員（井下忠俊君）　大まかには、自分が調べてみて考えたこととか、ほとんど重なっているような答弁でした。まず教職員のがんに対する知識理解が不十分、これがまず第一に考えられると思います。その場合には、やはり外部講師の活用、病院の先生とかがんに対する支援センターの人の講演とか、そういうのが大事になってくると思いますし、ほかに、そのことを町内へ普及し啓発していくことも、これは地域の理解度を含める上で大事なことだと考えられます。これらの課題に取り組むべきこととして、がん教育の教材作成を自ら行って、自ら知識理解を深めていくとか、そういったことも可能かなと思いましたし、今の外部講師を活用した講演会や研修会については、今教育長が答弁されたように、専門の方からの講師も考えられるということでしたので、ぜひ一度、生徒と先生と一緒になって、給食室でも何でもよかです。大きいところで一緒に勉強していただくことも、これ大事なことかなと思っております。それぞれの、教育指導も大事かと思いますけれども、みんなで理解して共有することも必要なことじゃないかなと思っております。これは学校の問題ですから自分が先生でも、学校の職員でもないから勝手なことは言えないんですけれども、１１月１４日、四小で研究発表会が行われましたよね。こういうときに国語、数学、理科、社会、こういった教材が多いんですけれども、逆にこのようなテーマが、テーマとして挙げられて、それを子どもたちがどう思っているかを研究発表として出されるのも一つの方法じゃないかなと思っていますけれども、こういうことは、自分の意見ですけど可能ですかね、先生たちの判断にもよると思いますけど。
○議長（立山秀喜君）　一般質問の途中ですが、１０分間休憩します。
―――――――○―――――――

休憩　午後２時００分

再開　午後２時１０分

───────○───────

○議長（立山秀喜君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。教育長。

○教育長（永杉尚久君）　先ほどのご質問にお答えします。研究指定においては、健康教育の面から、がん教育を取上げて全校で取り組み、子どもたちだけでなく、保護者や地域の方々と研究成果を共有する機会を設けることは可能だというふうに考えます。子どもたちの実態や学校の要望等を踏まえながら、必要に応じて対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　ぜひそのような形で進めてもらえていったらと思っております。またそのような教育現場においては、先ほども言いましたけれども、小児がんの当事者や家族に対象者がいる場合、またがんに限らず重病、難病等にかかったことがある児童生徒や家族に該当患者がおられたりした場合が、また家族を病気によって亡くされたりした児童生徒がいる場合などもありますので、十分な配慮が必要となると思います。そういうときには、今より繊細な対応をぜひお願いしておきたいと思っております。

ちなみに、ここにヘルプカードというのがありますけど、これご存じの方は何人か、お願いします。半分ぐらいですかね、知らんですか。これは妊婦さんとか障がいを持っておられる方などが多く利用されておりますけれども、加えてがん患者の方もこれは利用されております。裏面には支援してほしい内容が書かれております。何らかの機会にこれを見ることがあったら躊躇なく行動に移せるようになるだけでも、このカード自体の存在を知っていくことは大事かなと思っておりますし、このカードは、熊本県健康福祉部の地域支え合い支援室というところが配付してありますので、南関町でも必要な方があればぜひ取り寄せて、利用してもらえればと思いますけれども、恥ずかしいことですけども、自分もこのテーマに取り組む前はこれは知りませんでした。最近になって知ったわけですけれども、オレンジリングは一時は流行って、皆さんご存じだと思いますけれども、このヘルプカードも同じように、社会の常識として広げていってもらえればいいかなと思っております。ちなみに、オレンジリングは身につけることによって、私も支援できますよ、という意思表示であって、進んでできることなんですけれども、このヘルプカードは、支援の内容をそこに記入してありますので、それに気付いた場合、求められたら誰でもその対象者になることになります。あくまで受け身からのスタートとなるカードですので、オレンジリングとヘルプカードは大きな違いがありますけれども、何もなくても何か困ってる方がおられたら支援、手を差し伸べると、そういうことが元来あればもう一番、もう何もないことなんですけれども、こういうのもぜひ教育の中でこういうことがあるから、あってもなくても助けられることがあれば皆さん助けれるような人になってほしいというような形で、進めていってもらえればなと、もう一つの材料として今日出させていただきました。

子どもたちにおいては、がん教育を通じてがんについて正しく理解して患者、家族の方などがんと向き合う人たちに対する共感的な理解を求めることを通して、先ほどからも言っておりますけれども、自分の周りの人の健康と命の大切さについても学びながら、ともに生きる社会づくりに努める、その資質能力の育成を図っていくことが大事になってくると思います。それぞれの教科による規定の時間もあると思いますけれども、大事なことですので、ぜひこういった教育も、今十分進めていられると

思いますけれども、随時加速するような形ででも進めてもらいたいなと思っておりますけれども、これは可能なことでしょうかね。教育の時間、各科目に対する時間の割当てもあると思いますので、なかなか厳しい部分もありますけれども、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　今のご質問についてお答えします。がんに限らず、全ての病気と闘っておられる方々や、障害をお持ちの方などの理解を深めて、共に生きる資質能力の育成というのは教育の目指しているところでありますので、本町では命の尊厳を基盤に思いやりの心を持ち、自他の生命を大切にする教育に努めているところです。これから南関町を担う人材に必要な資質能力だというふうに捉えておりますので、学校教育の中でしっかりと取り組んでいただきますように、現場にお願いしていきます。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。まず学校ですから、教育的に成績が上がっていくのも大事なことだと思いますけれども、弱い立場の人に対する認識等も知ることによって、優しい人間として育っていってくれれば、これは大きな教育の一環になるんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

　がん教育アピアランスケアについての、最後の三つ目の質問になりますけれども、９月の定例会において、がんの患者に向け、先ほど町長の答弁にもありましたけど、アピアランスケアとして１２万円の予算が組まれました。このことに関しては、今までこれはなかったことに対しての、また新たな一歩だと考えて大いに評価できることでありますけれども、これは年間ですか、それともその個人に対しての回数制限とか、そういう金額に対する利用内容はどんなふうになってますか。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　今回、令和６年９月６日に策定しました、南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付要綱では、補助対象者１人につき、区分ごとに１回を限度としております。また区分ごとの補助金額については、対象経費の２分の１、２万円を限度にしております。また、区分と申しますのは、区分を二つに分けており、一つはウィッグ等と、もう一つは乳房補整用具等としております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。この１２万と今の利用内容の上限２万円で、１回分というのは、これは妥当な金額というふうに判断されてますか。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　現段階では、私が調べたところ、ウィッグが既成品で１万６，０００円台から５万円台、セミオーダー品で十数万円でありました。人工乳房も既成品ですと、３万円ぐらいから５万円オーダー品になりますと、数十万円となっておりました。既成製品の購入であれば、補助金の額は妥当と考えております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　内容に関しては、またこの後ちょっと話すつもりでありますけれども、この補助事業に関して、熊本県でがん患者の方々の治療生活の質の向上を図るために、がん患者が購入するウィッグ、乳房補整具などの購入費や、若年がん患者さんの在宅医療に必要なサービスの助成に取り組む市町村への補助事業として、今年７月からは、熊本県がん患者クオリティオブライフ向上事

業が開始されております。これはアピアランスケアについて、補助を出している市町村に対してのみ県から助成するというシステムですけれども、この南関町で出された１２万円の補助事業というのは、県がこういうふうな補助事業をしているから、そこに乗っかる、言葉悪いですけど、うちもしましょうということで出されたんでしょうか。いや、それが悪いとは言ってませんけど、そのいきさつをちょっとお尋ねします。

〇議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

〇健康推進課長（猿渡隆史君）　熊本県のがん患者ＱＯＬ向上事業というのが、説明会が７月２４日に開催されて、それで市町村が招集されて説明を受けております。そこで南関町も、これは取り組まなければならないということで、取り組んだ次第でございます。

〇議長（立山秀喜君）　８番議員。

〇８番議員（井下忠俊君）　はい。いきさつをとやかく言うつもりはありませんけれども、この県の向上事業が始まる前から補助金を出していると思いますけれども、和水、玉東、更には熊本市とかは金額的にはどのようになっているか、分かりますか。

〇議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

〇健康推進課長（猿渡隆史君）　調べたところによりますと、まず和水町ですが、ウィッグ等の助成金の額が２万円、または助成対象経費の２分の１のいずれか低い額、乳房補整具の助成金の額２万円、または２分の１の額のいずれか低い額は大体南関町と一緒のような感じになっております。熊本市が医療ウィッグ等の助成金の額が、これも２分の１、上限２万円。胸部補整用具の助成金の額、これも２分の１、上限額はシリコンパッドが１万円、人工乳房が２万円、ウィッグ等と胸部補整具の助成回数は、それぞれ各１回、そのうち胸部補整用具については、シリコンパッドまたは、人工乳房のどちらか１回が助成となっております。条件に多少のばらつきがございました。それから玉東町ですが、医療用かつら等の助成金額、初年度が１０万円、また、医療用かつら本体、付属品及びケア用品の経費を含めた購入費用のいずれか低い額、また次年度はケア用品の経費が３万円、またはケア用品の経費のいずれか低い額となっております。

〇議長（立山秀喜君）　８番議員。

〇８番議員（井下忠俊君）　今聞いたところによりますと、玉東町が若干金額的には高いんですけれども、大体２万円という数字がよく出てきておりますが、近隣の市町村を参考にして併せていくことも悪いこととは思いませんけれども、近隣がこうだからということで、その立場、金額など、ある程度その横並びに抑えられるんではなくて、できればもういいと思われる施策に関しては、まず南関町が一歩でも二歩でもリードして、そして、ほかの市町村から逆に目標にされるようなそういった取組も、必要な場合もあるんじゃないかと思いますので、こうやって人道的なことに関しては、ぜひ他町村も一歩リードするような形でも取り組んで進めていってもらいたいと思いますけれども、これは今後において検討は可能でしょうか。金額等についてですが。

〇議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

〇健康推進課長（猿渡隆史君）　今の段階では、既製品の額で補助金の額は妥当と考えております。物価上昇により既成品の額がもっと上がっていけば、またそのときは検討も必要と考えております。

〇議長（立山秀喜君）　８番議員。

〇８番議員（井下忠俊君）　例えばその薬物治療とか、放射線治療によって、どういう症状が出てどういうものが必要か、大体こう分かられる範囲でいいですから、それを今思い与えられる部分だけでも、

おっしゃってもらえますか。

〇議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

〇健康推進課長（猿渡隆史君）　薬物治療や放射線治療での、どういった変化があるかですが、放射線治療薬物療法などのがん治療によって、まず脱毛ですね、様々な脱毛で外見の変化が生じると思われます。それを補うものとして、ウィッグ、帽子、付け毛等があります。また爪とかも、ちょっと変形したり肌の色がちょっと変わっていかれることも存じております。

〇議長（立山秀喜君）　８番議員。

〇８番議員（井下忠俊君）　山鹿にですね、「ＡＩＭ」というセレクトショップがありますけど、これご存じでしょうか。

〇議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

〇健康推進課長（猿渡隆史君）　私は、この店は存じておりませんでした。

〇議長（立山秀喜君）　８番議員。

〇８番議員（井下忠俊君）　はい。ここは乳がん経験のある看護師さんの方が、その必要性に応じて、こんなのがあったらいいなという思いを込めて選ばれたアイテムが並ぶ、女性のためのセレクトショップになります。自分もそこに行っていろいろ話を伺ってきました。そしてそこのお客さんである人にも話を聞くことができました。本当に必要、どういう症状があらわれるかといったらまず脱毛ですね、抗がん剤による。これにはスカーフ、帽子、ウィッグなどが対象となる商品があります。特にウィッグにはその品物にもよりますけれども、数千円からいい品物に関しましては、万単位であります。安いものであっても、仕事と休日、または夏と冬、それぞれ使い分けも必要になってくると言われましたし、同じ髪型のままでもいいという思いからでも、複数必要になると思いますし、全員がそれを買われるわけではありませんけど、ほとんどの方がスカーフや帽子は買われるそうです。また眉毛や、まつ毛に対しては、ブローペンシルやアイパウダーで書き加えたり、サングラスを利用する場合もあるそうです。

　ちょっと話はずれますけど、パスポートの申請は今役場でできますけれども、写真については、がんの治療による髪の毛の抜け毛等には帽子の着用が認められておりますが、これについてはご存じでしょうか、パスポートの申請する場所。

〇議長（立山秀喜君）　税務住民課長。

〇税務住民課長（武田博君）　はい。パスポート申請、税務住民課で受け付けておりますけど、大体パスポートには目、鼻、口、輪郭がはっきりしなければならないということの規定と、あとは宗教上の理由のターバンであったり、医療上のウィッグは認められているというふうに理解しております。以上です。

〇議長（立山秀喜君）　８番議員。

〇８番議員（井下忠俊君）　これは同じようにがんの治療中の人にも、そういうのは認められておりますので、余り傷つけるような対応はなく、職員の皆さんたちもよく理解した上で対応してもらえればと思っております。ほかには、皮膚や爪に変化があらわれることもあります。その場合に皮膚に関しては、治療中の折には、清潔そして保湿が必要になるため、オーガニック系のせっけんやボディーソープもありますし、爪に関しましては、ネイルカラーによりカバーする方法、ファンデーションやコンシーラーによるカバーの方法もあります。特に乳がんの場合は、外見が大きく変化することもありますので、その場合、下着一つ見ても、いろいろと配慮した製品があり、例えば乳がん用のポケット

付きの下着が５，０００円から７、８千円。また、人口乳房においては１０万から２０万円の幅がありまして、決してこれは安いものではありません。このようなことを考えても、自分たちがあの人、がんだから大変だなとか、病気の治療は大変だろうなという、そこだけじゃなくて、そこに関わることも本当に悩んでおられる方も、多くおられるんじゃないかと思っております。何度でも言いますけれども、この金額について、これ町長はどういうふうに思われますか。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　もちろん金額は高ければ高いほどいいことだと思いますけれども、９月に要綱をつくっておりまして、担当課長から聞いたところでは、まだこれまでに、そういった制度を活用された方はおられないということでありました。ということもありますので、そういった実態をしっかりと踏まえながら、どういった費用が必要でどういった措置をされたかということも、これからしっかりと受け止めながら、その金額がふさわしくないということであれば検討する必要があるかなと思います。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。まだこの施策はスタートしたばかりですので、これは今公表とか、広報でお知らせとか、もう十分されておると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　南関町がん患者アピアランスケア推進事業につきましては、広報なんかんと、あと町ホームページ等にて周知を行っております。

○議長（立山秀喜君）　はい、８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。今、町長の答弁で課長からまだその報告が上がってないということでしたけれども、まだこれはスタートしたばかりの事業です。そしてこの金額が、もう要望があれば増えていくことも可能だと思いますけど、それじゃ全く、と思われる方も多いと思いますので、ある程度受け口は広く用意して検討し、随時検討していっていかれる分にはもういいと思いますので、ぜひそこをお願いしたいと思います。また、がんの在宅治療の患者の場合、病状次第では４０歳以上になれば、介護保険制度もあわせて医療と介護が連携して、療養生活を送ることができますので、これも課が一緒なのか、別の課になるか分かりませんけれども、合わせたところでの支援もお願いしたいと思っております。今、また話は、窓口に相談に来られる方もこれから出てくると思いますので、そのときはあまり周りの人にも分からないようなデリケートな対応をお願いしたいと思っております。今南関町で毎月第４日曜日にがんサロンが開かれていますが、これ毎月必ずあるかどうか自分もはっきりそこは分かりませんけれども、これはご存じですか。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　がんサロンなんかんとっぱ会というのが、交流センターのほうで毎月、大体開催されております。１２月は一応お休みということで、また、連絡もあっております。そういったところで町でも、そういった開催の、防災無線とか広報で、がんサロンの開催をお知らせをしておるところでございます。このがんサロンなんかんトッパ会というのは、県内のがんサロンネットワークというのがありまして、その中には大体がんサロンが２９団体ございまして、ほとんどが病院内にがんサロンが設置されております。それでこのなんかんとっぱ会っていうのは、もう病院内ではなくて、交流センターというところで別のところにある、ちょっと珍しいと言いますが、そういった会になっております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　ご存じでお知らせもしてあるというなら、ぜひ１回そこに行って話を聞かれたらどうかなと思います。自分が話を聞きたいと思って行ったときは、実際の南関町以外の玉名市に住んであるがんの患者の人とか、ほかの地区のがん患者の人とか、あとは支援センターの人とか、そういった方たちが来られて、せっかく話を聞いてもらいながら呼びかけますということで来てもらってました。ただそこで本当に自分が知らないような話も、いろんな苦労話、困った話、つらいことや、そういうことも話されます。もうその中に１０人は来られなかったけど、例えば１０人来られたら１０個の悲しみじゃなくて、１人が二つも三つも重ねて持っている方もおられますので、本当に話を聞いて、その話を共有するということがまず最初の支援につながっていくと思います。そこに来られる方は、毎日の治療法やその過ごし方の情報交換もできて、苦しみ、悩みを共有して話すことによって幾らでも軽減できる、そんな大切な場になっていると思います。ぜひ一回行ってください。そこで話を聞いて、何がどのような形で支援ができるか。新たな支援策も含めてもう一度考えてもらえればいいんじゃないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　参加者のがんの方のプライバシーなどもありますので、代表者の方の許可をとってから、慎重にそこら辺は進めて行って中の事情等を聞かせてもらえばなあと考えております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。もうそこはやっぱりデリケートに行ってください。自分も自分から電話番号を聞かずに、自分の番号を教えて、そして必要だ、もういいと思ったらかけてくださいということで、交流が始まりましたので、丁寧な対応をしていただければと思っております。今度、ほかに町で何かこう支援策とか今検討されていることとかあれば、ここで伺いたいと思いますけれども、ないならないで構いませんけれども、何かあれば、お願いします。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　現在、熊本県がん患者ＱＯＬ向上事業にもあります、若年がん患者在宅医療支援事業というのが、その事業の中にございますので、その事業についても現在検討を行っているところでございます。内容につきましては、訪問介護、訪問入浴介護福祉医療用具の貸与購入のサービス利用に要する経費の助成ということで、ちょっと検討をしております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　今自分も聞いて初めて思ったんですけども、２５年から訪問介護とかのシステムがちょっと変わって来るように聞いております。だからその辺はうまい具合、こう連携をしながら対応していってもらえればと思います。

　最後に尋ねますけれども、今熊本県にあるピンクリボンの存在はご存じですか。ピンクリボンの宿ですけど。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　ピンクリボンという名前は、前から知っておりましたけど、宿については存じておりませんでした。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　これは乳がんを患って手術を受けて回復の道を歩みながらも、術後の跡を

気にして旅を諦めてしまう、旅行にも行けない、温泉にも浸かれないと。そういった方たちにもう一度、誰の目を気にすることもなく旅に出かけてもらって、快くまで旅館ホテルの入浴を楽しんで頂きたいという目的で、２０１２年７月に設立されております。今「熊本県」で検索すれば、黒川温泉で数件ヒットします。今後、これは県内でも少しずつ増えていくんじゃないかと自分は思っております。こういうことも、問合せ先などを含めて広報等でお知らせすれば、利用する、しないは別として、明るいニュースとして喜ばれる方も多いんじゃないかと思いますので、やってもらいたいと思いますけれども、これ、課長、自分なりにピンクリボンを詳しく検索されて、いいと思ったら公表できますか。

○議長（立山秀喜君）　健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君）　ピンクリボンに限らずいろいろな情報があれば、また広報やホームページ等でお知らせをしていこうと考えております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。ぜひよろしくお願いします。今まで私が言ってきたことは、当事者の方たちからの思いからすれば、まだまだ全く心許ないものと思います。ぜひこれから、より真摯に寄り添った支援を行うようにしていただければと思っております。

　次の質問に移ります。二つ目の質問の町政懇談会についてですが、この参加人数については、町長の答弁にありました二小校区の参加人数２９名のうち、この一般参加と職員の方の参加の内訳はどうなってるか、これは分かりますか。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　二小校区だけでよろしいでしょうか。はい、二小校区は２９名ということで、町長答弁があったと思います。内訳としまして、一般の方が１２名、それから職員に絡む数が１７名です。割合にしまして５８％が職員でございます。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　一般の方１２名というのは、これは私たち議員も一般として、カウントされてるわけですか。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　はい、そのとおり議員の方も一般の方としてカウントさせていただいております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい、ですね。そしたら、多分議員もほとんど二小校区の人が来てあったかと思いますけれども、１桁ということですけども、この参加人数についてはどんなふうに感想を持ちですか。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　私どもですね、もう少し参加していただければということで、思ったところでございます。少しやり方を考えないかんかなと終わった後考えているところでございます。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。そのような感想を持っていただいてあるので、とすればもう自分も同じような思いです。職員のこの参加の数が結構、一般参加に対して多いんですけれども、これは皆さん、自分から進んで参加されているんでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　今回は強制参加ということはしておりませんので、自由参加ということで参加をお願いしてるとこでございます。二小校区は最近職員の数が増えておりますので、たくさんの方がいらっしゃっていただいております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。そういうことであれば、もう何も問題がないんですけれども、自分が何人かから普通の雑談、訴えじゃなくて、世間話の中での話として聞いたところによりますと、全員の上司、課長とは言いませんけれども、「今日は何人行くのかな」と。あとは「なるべく行ったほうがいいよ」と、こういう声かけがあったからですね。その職員は行ったほうがいいのかな、行かなければいけないのかなと思いで参加したという人もおられるようです。これは自分に言った人の思いが、本当に悩み相談として言われたとは分かりません。ただ世間話、冗談についてでも、行けと言われたもんだからって、冗談で言われたとしても、これは、課長たちは全然耳に入ってませんか。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　はい、そういう声は私たちのほうには届いておりません。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　はい。まずこれ追及しても、言った、言わないの問題になりますので、ただ自分はそういうふうに、自分に対してちょっと聞こえてきたと。そこをもとに、これから話進めていきますけれども、もしこういうことがあるというならば、これあくまでグレーゾーンになると思いますけれども、パワハラと言われても仕方がないことなのかなと思いますけれども、これに関してはどんなふうに思われてますか。

○議長（立山秀喜君）　副町長。

○副町長（坂田浩之君）　まず、ちょっと私のほうから答弁させていただきますけど、職場におけるパワーハラスメントの定義というのが、優越的な関係を背景とした言動で、職務上必要、かつ相当な範囲を超えた者により就業者の就業環境が破壊されるものであるということで定義されております。優越的な関係を背景とした言動というのが、業務上明らかに必要のないこと。それと、業務の目的を大きく逸脱した言動、業務を遂行するための手段として不適切な言動とされておって業務上明らかに不要なことや、遂行不可能なこと等を強制、仕事の妨害をするということとされております。今町では、住民と行政による協働のまちづくりというのもしておって、住民提案型事業やマルシェ開催事業等も、住民の方が積極的に行っていただいております。そういったときにも、職員については、なるだけ顔を出してください、というようなアナウンスはしているところです。また各地域で行われております河川清掃とか一斉クリーン作戦、そのような場所にも、やはり行政マンでもありますし一住民でもあるというところで、参加するようには促しているところです。今回の町政懇談会におきましても、広く、現在の町政と将来的な町の在り方というところで、話をする機会でもあり、それを聞くよい機会ということで参加は呼びかけておりますが、それを強要するものでは、もうありません。参加できなかったことを、叱責したり、理由を聞いたりすることも何らございません。それぞれの家庭事情等もあり、勤務時間外でもあるということで、あくまでも任意での参加ということで捉えております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　今副町長が言われたのはあくまで、そのことを行う側の立場としてはそういうふうになると思います。けれども、その下のほうのまして新人とか、そういった職員は、強制じゃないけど、「なるべくおいでよ」って言われた。行けということです。そういうふうにとられます。

上の人はそういうふうな思いはないと言っても学校のいじめにしてもですよ、いじめてません。かわいがってただけです。けど、かわいがられた子どもがいじめられよった、そういう場合もあります。だからそういうふうな判断をしないほうがいいんじゃないかと思いますし、自分が聞いたからよかったと思いますよ。けど、これを庁舎外の人に「なんさま行けて言われよっとたい」て。こういうふうに言われたら、誰かが別のところに行ったらこれはもうパワハラとして十分あげられますよ。裁判になったとしても、弁護士の力加減によって勝つか負けるか分かりません。ただ、これは公になり得ることだと思います。今飲み誘っても、パワハラで言われるような会社が増えてきてます。だからそこは十分配慮してもらいたいなと思います。例えば上のほうがパワハラじゃない、今後行かなくても別に何もそら、とがめるも何もないとは分かっております。けど、言葉、やっぱりこう職員に対して重荷になるところもあるんじゃないかなと、ここにおられる方みんな課長さんクラスだから、そこは感じられないと思いますけれども、大事なところだと思いますけど、どうですか。まだこれは言わない、そういう思いはある内でも、なかなか結論が出ないと思いますけれども、そういう思いの方もおられると思います。

〇**議長（立山秀喜君）**　副町長。

〇**副町長（坂田浩之君）**　はい。井下議員がおっしゃるとも十分分かります。やっぱり立場的優位というところで、今言われているのかなと思いますけど、特にやっぱ言葉がけとか、思いやりというところは大事にしながら言葉かけもしているところです。やっぱり若手職員が伸びるというところが一番考えているところですので、その辺は十分配慮して言葉かけ等はしているつもりでおります。

〇**議長（立山秀喜君）**　８番議員。

〇**８番議員（井下忠俊君）**　その言葉がけに関しても、何もなくて、「今日はこっちであるからいったらいいよ」と、そうじゃなくて、「いつもこういうことを勉強しておるやろう」って、「いやそういう話も出るかもしれんから来たがいいよ」とか、何かそこに目的があって誘うような言葉遣いで誘ったらそうないと思うんです・あくまで業務上になると思うんです。ただ、そういうのも何もなくて「ただお出でください」じゃ、これはどうかなと思います。これはもうお互い、なかなか言ってもその思い思いで違うと思いますけど、職員に対して「行ったほうがいいよ」とかいう言い方にもいろいろ、やり方があると思いますので、そこは考えてもらえればと思います。行った職員さんに、勤勉手当っていうか、特別な手当とかが出てるんですかね、業務上ということであるならば、

〇**議長（立山秀喜君）**　総務課長。

〇**総務課長（嶋永健一君）**　今回は、職務命令として出てください、っていう命令はしておりませんので、手当は出ておりません。

〇**議長（立山秀喜君）**　８番議員。

〇**８番議員（井下忠俊君）**　それは全員ですか。

〇**議長（立山秀喜君）**　総務課長。

〇**総務課長（嶋永健一）**　はい、全員出ておりません。

〇**議長（立山秀喜君）**　８番議員。

〇**８番議員（井下忠俊君）**　はい。あくまで主体性で来てもらってるということで、よかですね。あとはやっぱりその言葉のかけ方、言い方には十分配慮して気をつけてもらえれば、今後こういうこともないんじゃないかと、そこに、こう言われたけど、いや自分はもう用事があっていけないとか、そういう人がおる場合はもう、そこは何もとがめもないということで、無理には言わんけど、というよう

な形を全面に出してもらえれば、あくまで進んで出てくれる人は出てくると思いますので、それでよろしくお願いします。

あと、今町外から多かですよね、職員さん。５時１５分に規定どおりに終わった人は７時までだったとしたら、その間何されてるかご存じですか。これも一部の拘束になりはしないかな。このときあるからって。けど、もうそれもあくまで私は行きたいから時間もここでとってると言われれば、もうそれはそれで構いませんけど、例えばどんなふうにして過ごされているかご存じでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　まず自分がどの校区で参加するかという、その個人個人の自由がありますので、その方によってはやっぱり残業されてます。参加されるまでは残業時間を使って残られています。また、時間が少し足りない方については残務処理ということで調整されてます。また、ほかの方に聞いた職員によりますと、食事とか買物にも出かけて時間を潰しましたところで、自分の時間でうまく利用されているように伺っております。

○議長（立山秀喜君）　井下議員。町政懇談会の内容について尋ねるて、質問に。職員の対応について尋ねる。どっちですか。

○８番議員（井下忠俊君）　町政懇談会について、という形で出してます。

○議長（立山秀喜君）　内容について尋ねるって書いてあるけん。

○８番議員（井下忠俊君）　内容と書いとるですか。内容…ちょっと待ってくださいね。

内容は話しますけど、その内容に沿った職員の対応っちゅうのは、合わせられんですか。

○議長（立山秀喜君）　ちょっと違うと思います。

○８番議員（井下忠俊君）　違わんですよ。自分はそのつもりでおりますから、もうカットするならしてください。

○議長（立山秀喜君）　町政懇談会の内容について、どういう内容やったかなっちゅうそれを聞いてるんじゃないんですか。

○８番議員（井下忠俊君）　これはどういうふうに書いとったですか。もし自分の回答が違うならあれですけど。参加人数及びその内容だけん、参加人数の内容について聞きよるけんが、これいかんですか。

○議長（立山秀喜君）　職員の対応に…

○８番議員（井下忠俊君）　参加人数の一部でしょ、内容も。

○議長（立山秀喜君）　職員の対応ば何か聞きよる感じやけん。

○８番議員（井下忠俊君）　対応じゃなかでしょ。内容、職員がどういう意味で出てるかの職員の参加する、職員の内容でしょう。

○議長（立山秀喜君）　いやいや職員の参加しとる内容じゃなくて、懇談会の内容についてじゃないですか。

○８番議員（井下忠俊君）　その職員に対する内容ですよ。懇談会について、職員の参加人数て書いて、その内容だけんが、別外れちゃおらんじゃなかですか。それは議長が理解のなかだけ。そのつもりで言うとりますから。内容は、職員の参加内容について聞きよっとでしょ。なんかおかしかですか

○議長（立山秀喜君）　職員て書いてないんですよ。

○８番議員（井下忠俊君）　ならどがんかふうに書けばよかですか。こういう、この参加人数に対して職員の内容さん入り込むときは。

○議長（立山秀喜君）　聞きよれば、職員が強制的に出よるか何かとか、そういうような感じを受けるけんが。

○８番議員（井下忠俊君）　だけんそれも内容でしょうが。ようと内容ば理解してから言うてくれんですか。だから内容で職員に対する内容でしょう。

○議長（立山秀喜君）　それで、ちょっと違っておらんですか、って聞きよるたい。

○８番議員（井下忠俊君）　違ってません。

○議長（立山秀喜君）　違ってないですか。なら続けてください。

○８番議員（井下忠俊君）　はい、もう内容は、けど終わりました。ですね、あとは、どこまで行ったかな。この内容に入ります。内容ちゅうか、二つ目の今後の開催について尋ねます。

今回ですね、第二小校区については、町長の答弁にもありましたように、主にうから館の改修、そういう話の説明がありました。また福祉課のマイナンバーカードに対する保険証の説明もありました。あとは団地の建設、保健センターとの公園整備、そういった話もありましたけれども、ほかの三つの校区でも同じような内容だったんでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　はい、今回、本年度町が重点的に行っている事業について、町長からご説明を頂きましたことは、四校区と全く同じ内容でございます。

○議長（立山秀喜君）　はい、８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　それはそれで別に全然いいんですけども、せっかく四校区に分かれて開催されるんであれば、例えば、二小校区においては、新しくできるうから館までの交通とかの質問も出ましたけど、ほかにも、今二小の児童数が一番少ない、減少傾向にありますよね。それに対する対応とか、校区ごとのテーマを持って今後話をされたらどうかなと思いますけれども、そうしないと敢えてその校区ごとに四つ位、分けて開催する必要はあるのかなと、逆にそういうふうにも思いました。できればその地域ごとに地域性を持った話を進めてもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　町長。

○町長（佐藤安彦君）　はい。町政懇談会といいますのは、以前はもう少し小さい単位でやったこともありましたけれども、現在は校区単位でやっておりますので、やはり町民の皆さんに一番お知らせしたいのは、今の町の全体の取組、そして将来についてということでありますので、どこの校区に住んでいても同じ情報を流したいという考えを持っております。ということでありますので、井下議員が言われますように、それぞれの地域であるとか、もう少し絞った地域のそういったお話が欲しいということであれば、出前講座等を要望していただきますと、小さな公民館とか地域集会所においてもそういった話をやりますので、ぜひもっと小さなところでということであれば、私に限らず、もっと聞きたい情報はそれぞれの担当課長であるとか担当者でもいきますので、そういった出前講座あたりの活用も、大いにしていただければと思います。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　ですね、私もそう思います。こういった町の情報をお知らせするんであれば、これは１回にしてもらっても別に構わないと思いますし、あとは地域ごとによって話すんであれば、やはりその要望をもっと地域の人が出すことによって、どげんなってるだろうかとかそういったところの、逆に懇談会じゃなくて座談会みたいな形でされてもいいんじゃないかと思っております。今後、機会があれば、そういうのもお願いしたいと思いますけれども、この懇談会のとき、質問され

た方には行政区と名前をまず言うようになってますけれども、これは必要があるのかなと。みんなその会場に入るときは名前と行政区を書いて入られるわけだから、二重にする必要あるのかなってちょっと１人思ったんですけど。

○議長（立山秀喜君）　総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　まず最初に書いていただくのは、参加された方の確認でございます。二つ目、手挙げて意見を言われるときにはどなたが意見を言われたのかなあというのが、その名簿で、すぐ私たちも顔と名前が合う方もいらっしゃれば、合わない方もいらっしゃいますんで、大変申し訳ありませんけど、顔と名前を確認させていただいております。内容によっては直接説明できないものについては、その方にご回答したりとかしておりますので、そのための目的でお名前をお伺いしております。

○議長（立山秀喜君）　８番議員。

○８番議員（井下忠俊君）　そういうことであれば分かりました。何で１回書いて２回言わなくちゃいけないのかなあと思ってけど、そういうのが逆に嫌で、もう意見も言いたくないっていう人もおられるかもしれません。そしたら、今町長が言われたように、懇談会、座談会みたいな形で、フリートークで進めれるようにすれば、もっといろんな意見も出てくるんじゃないかと思います。

最後に、開催時期についてですけども、今年はちょうど稲刈りの真っ最中でした。だから、特に農家の方たちは疲れもたまっておられるんじゃないかなと思っておりますので、次回開催されるときは、その辺も考えて検討されたかどうかなと思っております。

まとめに入ります。がんの告知を受けた人、誰１人としてそれを望まれない、望まれた方はいないはずです。幸いにも健康でいられる周りの人たちの支援によって、少しでも悩み苦しみを減らすことができるのであれば、あくまでも当事者の方たちの重荷にならならないよう、計らいながら協力できればと思っております。また、町にとってもその方たちは大事な町民の１人です。これからもう、本当に寄り添った温かい支援を町として行っていくべきだと思っております。この南関町に生まれ住んでよかったと思っていただけるような優しい町であることを望みます。

また、町政懇談会については、せっかくいい機会をつくっていただくのであれば、住民の方はもちろん職員の皆さんに対しても、今強要はないということでしたけれども、あくまで自由参加の中で行われるべきだと思いますし、懇談会と銘打ってあるわけですから、行政からの説明のほか、校区ごとに見合った話も気軽にできるような計画の中で、こういう場をつくっていただければ、今懇談会じゃなくて座談会という言葉も出ましたけれども、そういう場を設けてもらえれば、よりこの時間が有意義な時間として参加してよかったと思ってもらえるような場になると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（立山秀喜君）　以上で、８番議員の一般質問は終了しました。

続いて、１番議員の質問を許します。１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　こんにちは。１番議員の福山です。

質問事項、小中学生の不登校といじめについて。質問の要旨、１、不登校の児童生徒の現状と対応について尋ねる。２、フリースクールの利用状況について尋ねる。３フリースクール認定制度、及びフリースクール等利用料補助金の導入について町の考えを尋ねる。４、いじめの現状とその対応についてと問う。５、教育現場が適切かつ迅速に対応するための指針となる不登校対応マニュアル及びい

じめ対応マニュアルの策定検討について町の考えを尋ねる。
この後の再質問は自席にて行います。
○議長（立山秀喜君）　１番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。
○町長（佐藤安彦君）　１番福山美佳議員の「小中学生の不登校といじめについて」の質問にお答えいたします。住んでよかったと思えるまちづくりを進めるためには、学ぶ環境を整えることが、重要であると考えております。大きな可能性を秘めた、次世代の社会の担い手である子ども達には、自己肯定感を育み、自己を確立し、自立した個人として健やかに成長することを期待するところであります。しかしながら、登校したくてもできない不登校の問題は、昨今、学校教育を取り巻く大きな課題の一つとなっており、コロナ禍から増加した不登校の問題については、総合教育会議においても話題となるなど、課題解決に向けた取組の重要性を改めて実感しているところです。児童生徒が不登校となる要因としては、家庭環境や親子関係、対人関係、学力不振などが複合する場合もあり、学校以外の関係機関とも連携を密にし、個々の状況を十分把握する中で、その状況に応じた個別的、そして継続的な支援を効果的に行うことが重要であると考えております。また、多様性の時代と言われる今日にあっては、不登校の問題解決に向けて、これまでの考え方を一方的に押し付けるのではなく、児童生徒の将来にとって何が大切かを念頭に、個々の特性を重んじながら、長期的な視野を持って対応していくことも重要な視点であると捉えております。
尚、いじめについては、児童・生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に影響を与えるものであり、被害児童・生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で対応していくことが重要であると認識しております。今後も、総合教育会議を通して教育委員の皆様と意見を交わし、教育委員会との一層の連携を図りつつ、全ての子ども達が安心して学べるよう全力で取り組み、責任ある教育の実施に努めて参ります。
以上お答えしまして、具体的な取組内容につきましては、教育長よりお答えいたします。
○議長（立山秀喜君）　教育長。
○教育長（永杉尚久君）　福山議員の質問についてお答えします。１の「不登校の児童生徒の現状と対応ついて尋ねる。」についてお答えいたします。まず、不登校児童生徒の現状については、不登校の定義といたしましては、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと規定されております。本町での不登校児童生徒数は、令和３年度が小学校４人・中学校２１人の合計２５人、令和４年度が小学校４人、中学生２２人の合計２６人、令和５年度が小学生７人、中学生１９人の合計２６人、本年度が１０月現在で小学生３人、中学生１２人合計１５人となっております。この中には、学校の丁寧な取り組みによって、少しずつですが登校できるようなっている児童の報告もありますし、中３の生徒については、進路選択という目標に向かっている報告もあり、不登校の状況が改善している事例もあります。
また、対応についてですが、不登校の児童生徒は、無理に登校を促すというのではなく、生涯のことを考え、自己肯定感を高めることを一番の目標にしていくことが大切だと考えます。時間はかかっても本人が安心して過ごすことができること、困ったときには助けを求めることができること、自分で決めたことを少しずつ実行していくことを大切にして、その中で、学習の保障も重要ですが、まずは心の安定を大事にしていきたいと考えております。基本的に、不登校を問題行動として見るのではなく、学校に行きたくても行けないで困っている状況にあると捉えています。不登校の児童生徒に対

しては、あくまでも当該児童生徒の自立を支援し、促していく、教育的な関わりとして対応を考えており、不登校の初期段階から、「愛の０・１・２・３運動＋１」を学校で実施し、不登校を生まない安心して過ごせる学級・学校づくり、本人と保護者、関係機関との連携を強化しています。同時に不登校対策会議にて、学校、行政、スクールカウンセラー（ＳＣ)、スクールソーシャルワーカー（ＳＳW)等が連携しながら原因解明と適切な支援を協議し、家庭訪問等を実施し改善を図っているところです。

また、不登校児童生徒の居場所として、学校の空き教室や保健室校外の施設などがあります。さらに本町では中学校内に「教育支援センター」愛称「ひだまりルーム」を設置し、不登校児童生徒の学校復帰を目指し、学習指導や教育相談等のきめ細やかな支援を行っています。また、教育支援センターに通えない児童生徒は、フリースクール等の民間施設の利用をされている方もあります。家から出られない児童生徒に対しては、ＩＣＴを利用したリモート授業等の支援も行っており、今後もスクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携を取り、学校における支援体制や環境をさらに整え「チーム学校」として不登校児童・生徒の学校への復帰や将来の自立に向けた支援を行ってまいります。

次に、２の「フリースクールの利用状況について尋ねる。」についてお答えいたします。本町の児童生徒が通所するフリースクールで令和４年度５人、令和５年度３人、令和６年度４人と確認しています。　また、小中学校において出席扱いとした施設数は令和４年度２施設、令和５年度２施設、令和６年度３施設であります。なお、フリースクール等の状況を調べたところ、それぞれの施設で行っている主な活動は、学習や自然体験、ゲームなど、大きく異なっており、活動時間帯や保護者の経済的な負担にも違いが見られます。

次に、３の「フリースクール認定制度、及びフリースクール等利用料補助金の導入について町の考えを尋ねる。」についてお答えいたします。不登校児童生徒への支援は、フリースクール等の民間団体においても様々な取組がなされており、これらの団体と連携して、不登校の児童生徒に対する多様な教育機会を確保することは重要であると考えております。フリースクールに通う児童生徒への助成等については、国会において教育機会確保法成立の際、附帯決議において、負担軽減のための経済的支援の在り方について検討することとされたところです。町としましては、そうした国の検討状況も参考にしながら、フリースクールの実態について引き続き情報収集し、不登校児童生徒に対する支援の在り方について研究してまいります。認定基準についてもフリースクールに通う児童生徒への助成等の研究をする中で議論していく必要があると考えています。

次に、４の「いじめの現状とその対応について問う。」についてお答えいたします。直近３か年の本町におけるいじめ認知件数の推移は、令和３年度は２件、４年度は４件、５年度は６件、６年度１０月現在４件となっております。認知したいじめの様態については、冷やかしやからかい、悪口や文句、いやなことを言われるが最も多く、次に軽くぶつかられたり・遊ぶふりをしてたたかれるなどとなっています。増加の要因につきましては、これまで、口げんかやふざけ合いなど、単なる一時的なトラブルとして捉えていたケースについても、２０１６年度からいじめの認知はささいな事案であっても積極的に認知するよう国から通知されており、冷やかしやからかい、ふざけ合いであっても、相手となる児童生徒が心身の苦痛を感じているのであればいじめになるという意識が各学校で共有され、いじめとして積極的に認知していくという考え方が学校に定着してきたことが一つの理由ではないかと考えています。また、小学校では、ちょっとした異変を察知して見守っていくという教員の対応も継続的になされており、認知件数が増加したことも考えられます。いじめや差別をなくす取組については、各学校で互いを理解し支え合う学級づくりを基盤に公開授業研究会や人権集会等を実施してい

ます。いじめや差別を受けた児童生徒に対して、その後の様子を全職員で注意深く見守り、いじめ情報担当者や養護教諭等が中心に対応し、必要に応じてスクールカウンセラーを要請するなど心のケアに努めています。更には、「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義の正しい理解に基づく積極的な認知と、担任が一人で抱え込むことなく組織的な対応を徹底することを、各種研修会を通して周知を図っております。

次に、５の「教育現場が適切かつ迅速に対応するための指針となる不登校対応マニュアル、及びいじめ対応マニュアルの策定検討について町の考えを尋ねる。」についてお答えします。不登校対応マニュアルの策定については、各学校で策定しておりますがマニュアルがない学校もあるのが現状でございます。不登校対策の組織は全ての学校に設置し、対応しておりますので、組織がより有効に機能するためにもマニュアルの作成を全ての学校に指導いたします。

次に、いじめ対応マニュアルの策定については、平成２５年６月「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年９月に施行されたことから、南関町いじめ防止基本方針は、法第１２条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本町が、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定し令和３年度に見直しをしております。これを受けて各学校においても「いじめ対策基本方針」を策定し、いじめの根絶に向けて取り組みを行っています。また、学校はいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を設置しており、併せて各学校で対応のマニュアルやフローを作成して、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的に実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上を図っております。今後、より有効な対応ができるよう、随時見直しを図っていくよう、各学校にお願いをしていくようにしております。

以上お答えしまして、この後のご質問に対しましては、自席からお答えいたします。また、詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

○議長（立山秀喜君）　一般質問の途中ですが、１０分間休憩します。

―――――――○―――――――

休憩　午後３時１６分

再開　午後３時２６分

―――――――○―――――――

○議長（立山秀喜君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　今回の質問に関連する相談を、昨年から複数の保護者から受けております。特にいじめについては、死に追いやることもあることから、非常に繊細で深刻な問題です。和水町では、２０１２年、いじめを受けていた中学３年生の生徒が自殺するという、悲しい事件が起きています。全国的にも、文部科学省の調査から分かるように、昨年度の３０日以上欠席した不登校の状態にある小中学生は、前年度と比べて４万７，０００人余り増えています。率にすると１５％多くなり、１１年連続で増加し、過去最高となっていました。また、認知されたいじめの件数は、小学校が５８万８，９３０件、中学校が１２万２，７０３件、こちらも過去最多となっています。いじめによる自殺や、不登校などの重大事態と認定された件数も過去最高の１，３０６件、４割近くは重大事態と把握するまで、学校側がいじめとして認知していなかったということです。また、自殺した児童や生徒

は３９７人で、過去３番目に多くなっており、非常に心が痛む調査結果となっていました。今、申し上げたのは、文部科学省の調査、全国的な結果でありますが、今回の質問では、町の教育現場ではどうなのか。不登校の児童生徒、またその保護者に対して、どのような対応をしているのか。そして、不登校の児童生徒が学校以外の場において行う多様な学習活動に対して、どのように捉えているのか、また、教育長の答弁にもありましたように、南関町いじめ防止基本方針は策定されておりますが、保護者にとっても、状況を理解しやすく、また、一部の先生だけが問題を抱えてしまわないようにするためにも、マニュアルの策定検討について、今回質問をしております。

それでは不登校についての再質問に入ります。不登校の児童生徒、その理由について、お尋ねいたします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　まず、不登校の児童生徒については、年間３０日以上休んでいる生徒になります。不登校傾向の児童生徒数、その理由については、不登校傾向については３０日は休んでないけど、休みがちだったり、今のところ登校はしているけど教室に入れないなど、何とか通学をしている子どもたちになります。本町の児童生徒数の推移とその理由については、令和３年度４名、令和４年度４名、令和５年３名、令和６年１０月現在で６名となっております。要因については、要因背景等は個々の状況によって多様でございます。学校における人間関係によるもの、学習に対する不安、家庭環境、病気疾患を起因とするもの等様々で、その支援も多岐に渡るため、各学校で家庭訪問を行い、まず本人のニーズを把握し、保護者と相談しながらその児童生徒に合った支援を進めているところでございます。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　すいません、今の理由は、不登校傾向の子どもたちの不登校の理由について、伺ったところです。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　理由としましては、先ほど不登校傾向で申し上げた理由等、不登校の生徒についても同じことが言えるかと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　先ほどの教育長の答弁にありました、愛の０・１・２・３運動＋１についてですが、この取組について、どんな取組なのか、説明をお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　愛の０・１・２・３運動＋１については、近年、不登校児童生徒は小中学校では増加、高等学校では横ばいの状況にあります。そこで、愛の０・１・２・３運動＋１として0は安心して過ごせる学校学級づくり、支え合う仲間づくりを言います。欠席１日目で電話連絡、２日目で家庭訪問、３日目以降は管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会を開催するなど、組織的な対応を進めているところです。更に、プラスワンとして、欠席が１０日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をし、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に努めているところでございます。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　今言われた愛の０・１・２・３運動＋１について、熊本県で行われている不登校対策の一環だと思います。不登校の兆候が見られる児童生徒に対して、早期に対応する取組だ

と思いますが、この取組について、町内全ての学校で徹底して行われているのか。また、今、この取組のプラスワンの部分について、どのような特別な支援、追加のサポートの提供、具体的にどんなことが挙げられるのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　愛の０・１・２・３運動については、それぞれの学校で管理職を中心に、全職員で周知理解を図って取組を進んで進めていただいているように、お願いをしているところです。併せてプラスワンの事業については、各学校よりその不登校の児童生徒が発生して、子どもさんが長期の登校が難しいというような、不登校に入りそうだという、危機感を抱いた児童生徒に関しましては、各学校よりスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの申請を委員会に出していただいて、そこから県のほう、ＳＳＷとＳＣを養成するような形で取組を進めているところです。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　空き教室の話が出てきたと思うんですけれども、空き教室等の利用推移について、お尋ねいたします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　空き教室の利用の推移につきましては、小学校で令和５年度０名、令和６年度３名と推移をしております。また、中学校で令和５年度１０名、令和６年度７名と８名減と推移をしているところでございます。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　この空き教室に生徒がいる間、ここでどのような対応がされているのか、先生とどのような時間を過ごすのか、どういう過ごし方をしているのか、対応がされているかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　空き教室での利用については、登校はしているが教室に入れない児童生徒についての対応となります。ここについては、子どもたちに個別に学習対応を行う場として、空き教室を利用させていただいてます。以上です。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　個別というのは先生が付いてるということですか。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　個別の部分の対応については、先生たちが対応しているという状況でございます。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　この空き教室利用しているのが、１日に例えば５名いると。例えば中学校であったならば５名いたとするならば、それぞれが別の教室を利用してるのか、空き教室をまとめて利用してるのか。どういう状況で使われているのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　空き教室の利用につきましては、それぞれ個別の対応であったり、人数が多い場合については、まとめての対応という形になっております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　不登校傾向の児童生徒数とその理由について、ちょっとお尋ねしようと思

ったんですけれども、先ほど答えられていたので、ちょっとここを省略したいと思うんですけれども、中学校にある教育支援センター、ひだまりルームの利用推移についてお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　ひだまりルームの入居者の推移につきましては、現在中学生のみの入級となっております。令和３年度からになりますが、令和３年度８名、令和４年度９名、令和５年度６名、令和６年度８名というふうになっております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　やはりこの空き教室、ひだまりルーム利用子どもたちは、教室の中に入れなかったり、学校に行きづらいと感じる子どもたちが利用すると思うんですけれども、空き教室、先ほど言われていた保健室、ひだまりルームを利用する際のその線引きについて、児童生徒の意思で判断されているのか。その線引き方法についてお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　はい。空き教室の利用については、理由としては教室に入れない、また、学校に行きたくないとしつつも何とか通学している子どもたちにとっての学習対応を行う場となりますが、それについては、保護者とのしっかりとした調整を行いながら、そういった対応をしているところです。

　次にひだまりルームについては、心理的情緒的要因により家庭にこもって登校できない小中学校の児童生徒が学校に籍を置いたまま通う教育支援センターとなります。利用の違いについては、長期間欠席していて、本人と保護者が入級を希望し、教育相談を実施した後に、学校長が認める児童生徒が、この教育支援センターの入級の対象となっております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　これも先ほど言われていましたが、リモートの事業、これを活用している児童生徒の現状について、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　リモートでの個別の対応をしている児童生徒については、現在のところ２名の児童生徒が対応されているところです。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　不登校中、また不登校傾向の児童生徒に対してのプリントや、宿題について、学校では家庭とどのようなやりとりがされているのか。その対応について、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　ただいまの不登校児童生徒の配布物の対応について、お答えいたします。不登校児童生徒、また、不登校傾向の児童生徒への配布物の取扱いに関しましては、個別の状況に応じてそれぞれ対応をしているところになりますが、担任や教頭先生が中心に、家庭訪問を継続するとともに、週１回から２回のペースで学習に関するプリントやお知らせ類を渡している状況でございます。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　不登校の児童生徒や不登校傾向の児童低生徒に対しての連絡体制、どのように連絡をとっているのか。それについてお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　連絡体制についてお答えをいたします。不登校の児童生徒や不登校傾向の児童生徒に対しての連絡体制につきましては、学校や学級の様子を小まめに連絡をいたしまして、その反応を見ながら、児童生徒の心の変化を感じ取ると、また学校へ近づくきっかけをつかむためにも大変重要だと感じております。学校の連絡等の対応については電話だけではなくて、教職員等が家庭訪問するなど、直接会って話をする機会をつくっているところでございます。子どもたちのそれぞれの状況に配慮し、家庭訪問が児童生徒に抵抗や不安をもたらすこともございますので、保護者とも相談しながら、目的意識を持って、慎重に対応し、不登校の児童生徒や不登校傾向の児童生徒とつながることで、学校復帰のための環境づくりを行っているところでございます。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　今回の不登校の児童生徒、不登校傾向の児童生徒、その保護者の方から、１人だけではなく複数の方からお話を聞きました。複数の保護者から、学校、子どもが学校を休んでいる間、プリント等もらってない。宿題も分からない。学校から連絡が来ないと。学校の今の状況が分からないという声を聞きました。学校にこれは確認しているわけではないので、私が聞いた限りでの声にはなるんですけれども、もしこれが事実ならば学校と生徒保護者の信頼関係に関わると考えます。この件に関して、教育委員会は調査することは可能なのか、こちらをお尋ねしたいと思います。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　今議員からお尋ねあった学校からの連絡がないということは本当に事実であれば、問題でありますし、しっかりと改善する必要があると思います。いろんな部分で学校が連絡を取ったというふうに思っていても、保護者の方でやはりちょっとそこがきちっとした連絡になってなかったり、それぞれの行き違いがあるという状況で、このようなものがあったかと思いますので、まず調査をしっかりと行いたいと思います。そして部分がはっきりしましたら、課題を解決するための対策を打ちたいと思います。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　次にフリースクールについて、再質問を行いたいと思いますが、今、フリースクールという居場所を選択している児童生徒たちのその理由について、教育委員会ではどのように把握されているのかをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　フリースクールを選択されている子どもさん、またご家庭に関しましては、やはり学校と距離を置きたい。学校との信頼関係等や子どもたちとの関係が中改善されていないということで、学校教諭より、距離を置いて教育をさせたいというような思いがあるというふうに捉えています。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　町内の中に、不登校の児童生徒が学校外で過ごせる、学びの場というのがあるのかどうか、こちらをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　学校外で町内に施設が合うについては、今のところ、存在をしておりませんので、今後検討の課題だというふうに捉えております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　学校に行きづらい児童生徒が子どもの居場所、自分の居場所を選択する中

で、経済的な理由等でフリースクールという選択肢を諦めたという声を先日保護者の方から聞きました。先ほど、最初の答弁で教育長が言われていたとおり、国においても、負担軽減のための経済的支援の在り方について検討されることとなり、先ほど町は国の検討状況を参考にしながら、引き続き情報収集し、不登校児童生徒に対する支援の在り方について研究していくとのことですが、国の検討状況にその状況に合わせて検討していくということなのか、そちらをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育課長。

○教育課長（城野和則君）　はい、ただいまのご質問にお答えをいたします。国の検討の状況等を鑑みながら、研究はしてまいりたいと思いますが、東京都、また、福岡県内でも大野城市がそういったフリースクールの助成辺りを進めておりますので、各自治体の状況も研究しながら、トータル的に検討していきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　国の検討状況とは別に、町でも独自にフリースクールの利用料に対する経済的支援の在り方について、今後検討される可能性があるということでよろしいのでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　検討していくように考えております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　私も今回フリースクール、利用されている保護者であったり、経済的理由でフリースクールを選択肢からとってしまった、家庭の保護者から話を伺って、フリースクールの件について、いろいろ調べてみました。フリースクールは、学校教育法に定める学校ではなく、また、全国的にフリースクールの設置基準がないこと、先ほど、教育長が答弁で言われていたとおり、主な活動内容が違っており、運営方法や運営方針が様々であるため、国が補助金を出すことは難しいと今の段階では言われているのが現状です。全国的に見れば、先ほど教育課長も言われたとおり、独自に補助をしているところもあります。こういった自治体のことを、もっと見てほしい、どういう思いで自治体がフリースクールの補助を始められたのか、その中でも、例えば兵庫県の稲美町というところでは、フリースクールなどに通っている、児童生徒が学校以外の場において行う、社会的自立に向けた多様で適切な学習活動を支援するために、民間不登校児童生徒支援施設、フリースクール等支援施設利用補助金として、次に２分の１の額とし、上限１万５，０００円の補助が行われています。こちらは、原則として、施設利用開始前に年３回の申請書、報告書の提出が必要となり、その都度、町から認定通知書、または、認定却下通知書が届くということです。また、北海道の士幌町では様々な理由により、学校に通えなくなった子どもたちの学びの機会を消失させないために、フリースクール等利用料補助金制度を実施しています。内容としては、入学準備金１万円、通所経費上限２万円、年に２回に分けての交付となっています。

滋賀県の日野町では、フリースクール利用児童生徒へ補助金制度について、この日野町のご紹介をしたいと思いますが、こちらでは、不登校児童生徒の社会的自立を支援するとともに、通いの場を確保するため、不登校児童生徒の保護者等に対して、フリースクールを利用するためにかかる費用を補助しています。補助の対象となる経費は、保護者が負担するフリースクールの利用料金、１日１，０００円、次の上限は５，０００円。そして、この町はフリースクールの認定基準が設けてありまして、その基準は４点あるんですけれども、１、不登校児童生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行う民間施設であること。２、学校の課題時間内に、児童生徒の受入れができること。３、

受入れた児童生徒の在籍学校の学校長が、指導要録上、出席扱いとすることができること。４、教育委員会または学校長の要請により、必要な情報を提供すること。またこの補助金制度は、補助金交付規則があり、これが公表されており、この町が不登校の児童生徒、将来のための多様な通いの場、学びの場を確保する、寄り添った補助金制度をつくられているんだなという感じがしました。町は、こういった取組をされている自治体がある中、先ほど少し答えては頂いたと思うんですが、今後どのように研究し議論していくのか、改めてもう一度伺ってよろしいでしょうか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　今の議員から紹介いただきまして、先進的に取り組んでいる場所等の情報等を今後収集して、可能であるかどうかの検討を図っていきたいと思いますし、教育委員会としてもフリースクールに頼ることなく町の中で、校外の施設等の設置が可能かどうかというのを模索していきたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　学びの基本は学校にある、というのはもちろん承知の上ですし、校内に不登校の児童生徒を支援する教室等をつくり、工夫されているとのことですが、町内に学校外で過ごせる学べる場所がないというのが現状です。理由があり、小中学校ではなかなかやっていけないとなったとき、子どもが休めば、保護者が仕事を休みがちになったり、仕事を辞めなくてはいけなくなったり、保護者の対応も様々です。問題を抱えている子どもたちが多様な学びを選択し、将来に向かっていくことができるなら、フリースクールを利用する時期があってはいいのではと考えます。フリースクールを選択するに当たり、やはり経済的な問題が出てきます。場所によっては、現在、南関町の方が利用されているフリースクールの中でも、月に３万円を超えるところもあります。保護者も、もう本来なら学校に行ってほしい。生徒自身も本当だったら学校に行きたいと。だけど、それでも行きたくてもいけないという場合、個人に合った学びの場を選択するにしても、保護者にとっては避けられない、大きな経済的負担になるのかなと思います。経済的な理由で子どもたちの学びの場の選択肢が少なくならないように、町でもしっかりと研究と議論をしていただければと思います。

それでは、いじめについてのマニュアル策定についての再質問に入ります。不登校対応マニュアルは、各学校で策定しているということですが、ない学校もあるということで、これまで、策定については各学校の判断ということだったのか、こちらをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　答弁の中で申し上げましたように、不登校の対策委員会については、各学校設置をお願いしていたところですけど、マニュアルについては、それぞれ、実情に合わせて作成をしていただくというふうにしておりました。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　マニュアルがないところもあるということですが、不登校、不登校傾向、休みがちな児童生徒は、子どもたちを取り巻く環境が複雑化する中、やはり、増加傾向にあると考えます。不登校マニュアルは、学校や地域、家庭において、その子どもたちへの適切な支援を行う羅針盤のような役割ができるのではないかと考えます。不登校、不登校傾向になっている児童生徒の保護者から、学校の対応について、様々な声を耳にします。そこで、教育委員会が、学校への問題解決の支援として、町内の学校向けに統一した、不登校マニュアルを策定してはいかがでしょうか。不登校対応マニュアルについては、まずは、子どもたちの早期兆候を捉えて、適切な対応が行えるように整

えること、深刻化を防ぐこと、そして保護者に対しては、子どもの状況を客観的に捉え、情報提供し、また、教職員の負担を軽減し、効果的な支援をするために、町で統一したマニュアルが必要だと考えます。この統一した不登校対応マニュアルについて、検討してみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○**議長（立山秀喜君）**　教育長。

○**教育長（永杉尚久君）**　不登校児童生徒はどの学校にも生まれ出てくる可能性があるという危機感をもとに、町内としてはしっかりとそれぞれの学校に作成をお願いしていきたいというふうに、先ほどの答弁でも、申し上げたとおりです。統一したものもあればよりいい、先生方がしっかりと指針に沿って進めることができると思いますので、検討して学校にお願いをしていきたいというふうに考えております。

○**議長（立山秀喜君）**　１番議員。

○**１番議員（福山美佳君）**　不登校対応マニュアルについての策定についてお尋ねしたところですが、策定している自治体はたくさんありまして、県の教育委員会が主体となり作っているところもありますし、南関町のように学校ごとに作られているところもあります。中でも文字だけで構成されていて、じっくり読まないと理解しづらいものもありますし、あくまで私が見た、公表されている不登校マニュアルの中ではありますが、一つご紹介したいと思います。

昨日教育課長にご紹介し、教育長にも共有頂いていると思いますが、和歌山県教育委員会の不登校対応基本マニュアルです。このマニュアルは、連続して３日間欠席した児童生徒への担任の対応モデルや、児童生徒の状況と、教職員の対応についても表にしてあり、アセスメント、見立てに基づくプランニングを行い、具体的な支援計画を策定する流れについてなども、分かりやすく見やすく記載されています。ぜひ今後、不登校対応マニュアルを策定する際は、参考の一つにしてはいかがかと思います。教育長、見られましたか。いかがでしたか。ちょっと伺ってよろしいですか。

○**議長（立山秀喜君）**　教育長。

○**教育長（永杉尚久君）**　はい、ここにあります、これですよね。はい、いろいろと事例別に整理がしてあって、分かりやすくまとめてあるというふうに思いました。本町で作成を進める場合も、マニュアルを参考につくっていきたいというふうに考えております。

○**議長（立山秀喜君）**　１番議員。

○**１番議員（福山美佳君）**　続いていじめ対応マニュアルについてですが、各学校での対応の各学校で対応のマニュアルやフローは既にあるということでしょうか、お尋ねします。

○**議長（立山秀喜君）**　教育課長。

○**教育課長（城野和則君）**　いじめ対応マニュアルについては、各学校それぞれでマニュアル、フローは作成しております。ただ、それぞれの学校、統一したものではございません。

○**議長（立山秀喜君）**　１番議員。

○**１番議員（福山美佳君）**　教育長の最初の答弁で言われていた、いじめの未然防止や、危機管理に向けた校内研修、定期的に実施し、教職員の意識改革や資質の向上に努めているとのことですが、教職員全体にいじめ対策基本方針や、マニュアルや、フローの周知徹底は行われているのか、お尋ねします。

○**議長（立山秀喜君）**　教育課長。

○**教育課長（城野和則君）**　それぞれ校内研修等を行っておりますので、周知徹底ができているものと

考えております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　いじめの初期対応についても、昨年から、保護者の方々から様々な声を聞いております。先ほどの不登校対応マニュアルと同じではありますが、町内の学校全体の意識統一と情報の共有が、小学校中学校と情報の共有ができるように、町で統一した、いじめ対応マニュアルを策定してはいかがかと思いますが、町の考えをお尋ねします。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　不登校対応マニュアルと同様、このいじめに関しても重要な対応だと考えておりますので、本町で研究しながら統一したものができればと考えております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　いじめの対応マニュアルの中でも一つ、ご紹介したいものがあるんですけれども、新潟県教育委員会は、いじめ防止基本方針のマニュアルとして、平成３１年３月に、新潟県いじめ対応マニュアルを作成し、高等学校等の県立学校で活用をはじめ、その後、更に改訂を行いながら、令和２年３月に小中学校編も作成し、成長段階に応じた一貫したいじめ対応を推進する。新潟県いじめ対応、総合マニュアルが作成されています。こちらも見ていただければ、分かると思いますが、いじめ対応の基本的な流れの概要、詳細、生徒指導対応記録用紙、第一次判断記録、学校いじめ対応組織会議録、いじめ認知報告書、保護者との連携のポイントなど、全部で３６ページとボリュームはあるんですけれども、非常に分かりやすくできていると感じました。学校と家庭の信頼関係構築のためにも、今後、教育委員会の主導で、町の小・中学校の統一したいじめ対応マニュアルを策定される際は、ぜひ、参考資料に入れてはいかがかと考えます。教育長、見られてますか、これ。これの感想を聞いていいですか。

○議長（立山秀喜君）　教育長。

○教育長（永杉尚久君）　これも細部にわたって、状況を分析しながら、分かりやすく作ってあると思います。これ、マニュアルも、本町版をつくる際に当たっては、参考にしたいというふうに考えております。

○議長（立山秀喜君）　１番議員。

○１番議員（福山美佳君）　最初に申し上げたように、文部科学省の調査では、いじめによる自殺や不登校などの重大事態と認定された件数も、過去最高の１，３０６件、この４割近くは重大事態と把握するまで、学校側がいじめとして認知していなかった。このようなことが起きないように対応していってほしいと思います。学校自体も、教員不足、人手不足だと思います。ぜひ教育委員会も学校のサポートをしっかりとしていただきたいと思っております。

最後になりますが、いじめということについて、このいじめというものは、謝罪が終わったら終わりではありません。そのあと、ずっと心に傷がついたままです。そんな中、頑張って学校に行き、それでまた心ない一言で、その子は頑張れなくなる、そしてまた学校から遠ざかってってしまう。自分の子どもが学校に行く時間になると、涙を流してしまう。学校に行く時間になると頭が痛くなってしまう。もし自分の子どもがそんな状況になったら、どうするだろうと。今回、不登校傾向、不登校の児童生徒数を問題視しているのではなく、せっかくちょうどいい田舎と言われる南関町の、目の届きやすいと言われる小規模校で過ごしている児童生徒に、そんな思いをさせる環境でいいのかということを問題視しております。学校生活のいいところ、楽しんで生き生きしている子どもたちに焦点は当

たりがちですが、その中で、とりこぼしている子どもたちの笑顔がたくさんあります。町が主導となって学校をサポートし、今の保護者が抱く学校に対する不安要素を軽減し、生徒先生、生徒学校、保護者と学校の信頼関係を再構築し、町の子どもたちが未来に向かって、この南関町で健やかに成長することを強く願い、今回の一般質問を終わります。

○議長（立山秀喜君）　以上で、１番議員の一般質問を終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日、４日は午前１０時に本会議場にご参集ください。

これにて散会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

―――――――○―――――――

散会　午後4時０７分